

令和４年第１回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和４年３月７日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

１番 小菅 康子	２番 田中 陽介
３番 石川 恵美	４番 村田 弘行
５番 木下 伸一	６番 津村 俊二
７番 益川 教智	８番 東郷 克己
９番 服部 嘉雄	１０番 奥山文市郎
１１番 山崎 有子	１２番 山本 剛
１３番 鈴木 市朗	１４番 山崎 敦志
１５番 橋 俊明	１６番 岩井智恵子
１７番 稲垣 誠亮	１８番 荒川 泰宏

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	市立野洲病院長	福山 秀直
政策調整部長	赤坂 悦男	政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明
市立野洲病院事務部長	市木 不二男	総 務 部 長	川端 美香
市 民 部 長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教 育 部 長	吉川 武克
政策調整部次長	川尻 康治	総 務 部 次 長	武内 佳代子
広報秘書課長	辻 昭典	総 務 課 長	井狩 勝

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 代表質問

第 3 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君） （午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 17 番、稲垣誠亮議員、第 1 番、小菅康子議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、3 月 4 日に引き続き、代表質問を行います。

まず、みらい野洲、第 12 番、山本剛議員。

○12 番（山本 剛君） 皆さん、おはようございます。第 12 番、みらい野洲、山本剛でございます。

先週の 3 月 3 日は部落差別をなくすためにつくられた全国水平社創立 100 周年の日でありました。日本の人権団体の先駆けでございます。

現在、ソ連とウクライナの間で戦争が起こっております。本議会においては、3 月 4 日

にロシアによるウクライナ侵略を非難する決議が可決されました。戦争は最大の人権侵害であることを改めて、皆さんと共通認識したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

市長が掲げておられる「笑顔あふれるまちづくり」の実現に向けて、令和４年度の施策について、市長の考えを伺います。

現在も新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちは不自由な生活を余儀なくされております。新しい生活様式が提唱され、今までとは違う生活様式となっています。日常生活においては、マスクの着用、手指の消毒、３密（密閉、密集、密接）の回避が習慣となり、定着しております。また、まだソーシャルディスタンスという言葉が使われていますが、先日の議員人権研修で学んだように、キープディスタンスが妥当と考えます。以前の一般質問でも述べましたが、南アフリカのかつてのアパルトヘイト、黒人と白人とで居住区が分かれておりました。また、インドにおいては、カースト制度によって、アウトカーストの人々を忌避することは、ソーシャルディスタンスであります。WHO、世界保健機関ではソーシャルディスタンスという言葉は不適切であるとして使っておりません。また、現在、社会人では、オンラインを活用しての仕事や在宅勤務が増え、学生もオンライン授業が定着をしております。

野洲市は、そのような状況のもと、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、ふるさと納税の取り組み、発達支援センター整備のための実施設計業務及び造成工事など、多くの事業に取り組んでこられました。特にふるさと納税の取り組みは、執行部の予想をはるかに上回る納税額が短期で集まり、うれしい悲鳴が聞こえる結果となりました。この財源を活用して、市民の暮らしが守られ、よりよい地域社会を築いていくことにつながります。

さて、令和４年度の一般会計予算は２４４億３，０００万円で、前年度比２４億３，０００万円、１１％の増と、野洲市誕生以来、最大となっています。この予算で以下の主要事業に取り組まれます。

施政方針の子育て、教育、人権の中で、これまで小学３年生までであった通院医療費の助成を小学６年生にまで拡充します。待機児童をなくし、市内で安心して子育てをできる環境を整えるため、小規模保育園を開設しようとする事業者を募集し、施設整備等に必要な費用の一部を補助しますとあります。また、障がいのある児童・生徒への支援、不登校児童・生徒への支援も掲げられています。そして、福祉、生活の分野では、認知症等の高齢者への見守りネットワークの拡大、介護が必要になっても住み慣れた地域社会で暮らせ

るために小規模多機能型居宅介護の施設整備をする事業者への支援等があげられています。

産業、観光、歴史文化の分野では、小規模企業者への支援、農業の担い手への支援があげられています。また、平家終焉の地を活用した観光振興や国指定の史跡である永原御殿跡の整備等も述べられています。

環境、都市計画、都市基盤整備では、水道の配水管の更新事業、ため池整備の事業計画の策定、防災拠点の整備、道路の修繕や整備等があげられています。

市民活動、行財政運営では、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の取り組み、行財政改革推進プランの具体化、RPA（ロボテック・プロセス・オートメーション）の導入による定型的業務の自動化の取り組みが述べられております。

これらの取り組みは、すべて市長が基本理念となされている笑顔あふれるまちづくりの具体化のための施策であると考えております。そして、それらの施策推進のために必要な財源確保については、先に述べたふるさと納税、都市計画税を中心に積極的に取り組まれるというふうに考えております。しかし、一方、市民病院整備事業を含め、野洲駅南口周辺整備事業等、積年の議題も残っています。また、この町をよりよくするため、本年度は私にとって、各種施策の展開に果敢に挑戦し、市民の皆様にその成果をお示しする重要な年であると認識していますとあり、市長の決意がうかがえます。

そこで、以下の点について、質問をいたします。

まず1点目、笑顔あふれるまちづくりと人口の増加対策についてなんですけれども、私も一般質問でも何回か質問させていただいておりますように、草津、栗東、守山、野洲、湖南4市の中で、野洲市だけが近い将来、人口が減少するというふうに推計をされております。そういった部分で、笑顔あふれるまちづくりと人口増加対策について、考えを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

みらい野洲を代表しての山本議員のご質問にお答えいたします。

笑顔あふれるまちづくりと人口増加対策として、創政会での代表質問においても一部お答えいたしました。が、まちづくりを進めるに当たり、人口問題は、市政の課題として、非常に重要であると認識しております。そのための対策といたしまして、人の流入、にぎわい創出のために市街化区域の拡大を図っていくこと、また子どもを育てやすい環境づくりのために小学生福祉医療費助成制度の拡充や待機児童の解消、新発達支援センター整備等

を図っていくことで、住みたい、住み続けたい町に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今、答えていただいたように、やはり人口問題、非常に重要、市にとって重要な課題であるというふうに思っておりますし、その点、共通認識がもうできているなというふうに考えます。

今、お答えいただいたように、市街化区域の拡充でありますとか、子どもを育てやすい、そういった条件整備、そういったことに力を入れていっていただくということなんですけれども、特に私が従来から気になっているのは、市街化区域の割合、野洲市は確か12%台だったかと思うんですけども、湖南4市の中で一番人口も多くて、活性化しているというふうに見受けられる草津市が確か36%台かと、実に3倍の開きがあるということで、そういった部分に本当に取り組んでいかなければならないというふうにも考えておりますし、市長も同じなんだと思いますけれども、改めてそのあたりの決意を伺えればと。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ありがとうございます。市街化区域の拡充に関しましては、本当に私も頑張っていきたいというふうに考えております。いかんせん、野洲市の場合、農業振興地域が多いものですから、いわゆる青地の農地が多いものですから、なかなか農振解除というのが厳しい状態ではございますけれども、野洲市のマスタープラン等々にも色塗りをさせていただいて、今後、市街化に抑制していくという地域を、要は設定しております。それに基づいて、市街化区域を拡大していくということで努力させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 市街化区域の拡充ということで、議会としてもともに頑張っていきたいなというふうに思います。また、地区計画とも活用しながら、何とか、やっぱり人口を少しでも増やしていく、そういった努力をしていくことが求められておるというふうに考えております。

それでは、2件目の質問をさせていただきます。

「本年度は私にとって、各種施策の展開に果敢に挑戦し、市民の皆様にその成果をお示

しする重要な年であると認識しています」と述べられておりますけれども、具体的にどのような考えを持っておられるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山本議員の２点目のご質問にお答えいたします。

野洲市の市政をお預かりしてからおおむね１年４か月が経過いたしました。これまで新型コロナウイルス感染症への対応等に追われたこともあり、まずは地盤を固めていきたいという状態でございます。今後、果敢に挑戦し成果をお示しすることですが、まずは行財政改革推進プランに基づき、これまで進んでいなかった公共施設の統廃合やさらなる収入の確保に取り組んでまいります。病院と駅前のにぎわいづくりにつきましては、早期に方向をお示しさせていただき、市民病院の早急な整備を進めるとともに、駅前南口のにぎわい創出を図ってまいります。

最後に、ふるさと納税につきましては、想定を大きく超えた寄附を頂いておりますが、これに満足することなく、引き続きふるさと野洲の魅力を幅広く周知し、本市の資源を生かした返礼品の充実に取り組み、貴重な財源をまちづくりに役立ててまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○１２番（山本 剛君） 今、お答えいただいたように、収入確保でありますとか病院の早期の整備、そしてまた南口周辺整備でにぎわいを生み出すといったこと、それから先ほども言っていますように、うれしい悲鳴が出るぐらいのふるさと納税なんですけれども、それに満足することなく、今後もより取り組みを進めていくということで、市長の決意の表れというふうに受け止めております。

特に私が気になっておりますのは、南口の周辺整備、サウンディング等もされているんですけど、なかなかちょっと具体像が見えてこないというような印象を持っておりまして、南口の周辺整備でにぎわいを生み出す、そのことが先ほどの人口問題とも絡んでくるのではないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりの考えをちょっと伺いたい。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 南口の周辺整備をどうしていくのか、どうなっていくのかということがちょっと見えないというご質問でございますが、今、Ｂブロックで病院整備をということで進めてまいりましたが、今、熟考をさせていただいているというところでございますので、その熟考していることによって、Ａブロック、Ｃブロックでのにぎわいの創出

がどうなっていくかと、これ、駅前南口周辺整備の全体の問題に関わってくることですので、いましばらくお待ちいただいて、Bブロックの病院整備自体がどのようにしていくかという判断をさせていただいた後ににぎわいの創出も前へ進めさせていただこうという思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 市長としても、非常に頭を悩ましておられることであるというふうに思いますし、現在、熟考されているということで、ずっと答弁の中で熟考という言葉が使われております。何とか熟考された結果を早くお示しをしていただきたいということ要望して、次、3点目の質問に移らせていただきます。

高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」を実現させるということが施政方針で述べられております。これは前回の代表質問でもありましたSDGsの誰一人取り残さないという、そういった部分とも共通するのかなというふうに思うんですけれども、地域共生社会を実現させるための具体的な支援策について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山本議員の3点目のご質問にお答えいたします。

地域共生社会の実現に向けて、市においても令和3年度から運用を開始している第3期野洲市地域福祉基本計画について、これまでの高齢、障がい、子どもといった特定の対象者に捉われず、生活困窮者も含めた福祉の概念を大きく広げ、「ふだんの暮らしのしあわせ」の言葉のようにすべての人に関わる「ふくし」として基本となる計画になるよう策定いたしました。この中で、「おたがいさま」と「少しのおせっかい」をキーワードに設定し、野洲市において、これまでから取り組んでいた生活上の諸課題を抱える、またはそのおそれのある市民について、生活困窮者等と位置づけ、地域福祉の推進を図っております。

このような地域共生社会の実現に向けた取り組みの1つとして、重層的支援体制整備事業があります。本事業は、これまで高齢、子ども、障がい、生活困窮と対象者別に予算措置等をされていたものを一元的に取り扱い、制度の縦割りの弊害をなくすことで、これまでの事業や支援をよりよく活用するための事業でございます。具体的な支援策としましては、地域の見守り活動に活用するための自治会単位での見守りマップの作成や孤立孤独問題に対応するため、身寄りのない方の死後事務に関する仕組みの構築、そして地域の空き家を活用して、ひきこもりの方が働く体験の場づくりや地域住民の居場所づくり等に取り

組む予定でございます。野洲市においては、令和３年度のモデル事業を実施しており、令和４年度からの本格実施に向けて、関係機関と協議を重ねているところでございます。これらの取り組みを通じて地域資源をより活性化し、地域における包括的な支援体制を強化推進してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○１２番（山本 剛君） 今、お答えいただいたように、いくつもの施策に取り組むということで、重層的支援体制整備というような文言で述べられておりますけれども、今、お答えいただいた福祉の概念を広げるという、過去に比べて、様々な課題が出ているというのが現状ですし、特に福祉を担っていただいている常勤さんはもうそのことはよくよくご承知かなというふうに思います。

先ほどおっしゃいました「おたがいさま」とか、「少しのおせっかい」とか、以前、過去のように、要はその地域共同体がしっかりとしておった、人と人の地元でのつながりがしっかりしていた時期は、これがもう本当に日常的に「おたがいさま」、「少しおせっかい」で地域共同体が成り立っておったんですけれども、なかなか人間関係が現在、希薄になっておって、そういうことが難しい状況ですので、やっぱり行政がいろんな仕組みをつくることによって、そういった「おたがいさま」、「少しのおせっかい」ですべての人が心豊かに暮らせる地域共生社会、今、書いていただいた見守りマップやいろんな取り組みをされる中で、すべての人が安心して暮らせる地域社会づくり、議会としても一緒に手を携えて取り組まなければいけないというふうに考えております。

市長への質問は以上で終わらせていただいて、次は、教育長に教育方針について、質問をさせていただきます。

令和４年度教育方針及び令和３年度の施策の成果等について、質問をいたします。

教育方針のはじめに、中学２年生の作文が紹介されております。「コロナ禍で学んだこと」というタイトルで、新型コロナウイルスの影響でやりたいことができない日々が続いていること、たくさんの行事が中止、縮小になり傷ついたことが書かれております。そして、コロナ禍だから気づいたこと、「コロナがなければ・・・」で終わらせず、新しい形を見つけること、みんなで協力すればできることが必ずあるというように考えられるようになったと書かれています。このように考えられることに子ども柔軟さ、たくましさを感じるのは私だけではないと思います。こうした子どもたちへの支援が教育の大事な仕事だ

と考えます。

さて、教育方針にコロナ禍に見舞われつつも、現代社会はグローバル化や情報化が大きく進展していることが述べられています。先に施政方針への質問でも述べたように、学生や社会人でもオンラインを活用する機会は大幅に増え、定着してきています。

令和4年度の教育方針には、次の3つのことがあげられています。子どもの「生き抜く力」を育てます。学校と家庭、地域が一体となって、子どもの育ちを支援していきます。生涯学習のまちづくり。

子どもの「生き抜く力」については、今年度の教育方針にもあげられており、教育長が大切に考えておられることがうかがえます。また、家庭と学校、地域が一体となって子どもの支援を行うことが述べられています。そして、生涯学習のまちづくり。野洲市のめざす、「住んでよかった」、「住んでみたい」、「住み続けたい」まちづくりにつなげることが上げられています。

そこで、以下の点について、質問をいたします。

まず1点目、「生き抜く力」と「生きる力」、普通、生きる力ということが多いのではないかなと思うんですけれども、教育長が今も申し上げましたように、生き抜く力というふうに述べられておりますけれども、その違いについて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員さん、おはようございます。

それでは、みらい野洲を代表しての山本議員のご質問の2問目、教育方針についてお答えをいたします。

まず1点目の「生き抜く力」と「生きる力」の違いについて、お答えをいたします。

文部科学省は学習指導要領に、「生きる力」を「知・徳・体のバランスの取れた力」と規定しています。具体的には、「確かな学力」、「豊かな人間性」、そして「健康・体力」の三本柱であると説明をしています。一方、「生き抜く力」とは、学校で学んだこれら3つの「生きる力」をもとにそれを社会で生かす、「自ら考え、判断し、やり遂げる力」や「仲間と協働し、たくましく生きる力」と言っています。激動する現代社会の中で、子どもたちが課題に直面したときに、それを「乗り越え、柔軟に対応していく力」、こういう力が生き抜く力と考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今、お答えいただいて、なるほどというふうに思いました。生きる力がベースにあって、生き抜く力があるということで、私も理解をしたんですけれども、困難に遭った場合、あるいは今のその課題を持った場合、例えばそれを一人で解決できる場合は一人で解決したらいいと思うんですけれども、そういった場合にも他者に協力を求めたり、あるいはチームで解決をしていたり、人と人との関係という部分が結構この生き抜く力の中にはあるのではないかなというふうに思います。生きる力というのは、個人の部分、知、徳、体、学力、人間性なんていうこと、それをベースにして生き抜く力ということなんですけど、今、私が言いました、特に他者との関係、協力でありますとか連携でありますとか、そういった部分、野洲市もずっと当然、取り組まれていると思うんですけれども、そういった部分について、特に何か具体的に野洲市ではこういうことをして、人と人とのつながりを子どもたちに学ばせている、あるいは実践させているというようなことがあれば、教えていただければと思います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 特に「仲間と協働し」という部分が新しい学習指導要領では重視をされています。そこで、授業の中で多く取り入れるようにしているのが話し合い活動です。話し合うというても、よくしゃべる子というのか、リーダーシップを取る子がしゃべってしまったら、他の子がしゃべれなくなってしまうので、まずは自分で考えという時間、小学校では1人タイムというふうに言っているんですけども、一人で考える。その上で、隣の子と話し合うんですね。自分の意見はこうやけど、あんたはどうなんという、こういう話し合い活動をします。それから、次の段階はグループですね。4、5人の班なんかで、それぞれ意見交流をしていくという。それから、最後、全体化をするという。ここは今までの授業と講義形式が結構多かったんですけども、今後、今、もうどんどんそういう形で話し合い活動が求められています。

ただ、この2年間、コロナで席を空けたりとか、今まではコの字型に集まったり、班で集まったりして、机をくっつけてやっていたんですが、それがなかなか厳しくなっています。今は特にタブレットを入れましたので、タブレットに自分の意見を書いて、お互いに交流するということのようなことをしながら、ちょっとでも意見交流できるようにということを模索している段階でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今、お聞かせいただいたように、話し合い活動をされているということで、非常に大事でありますね。これも段階を分けておられて、1人タイムとグループと全体ということなんですけども、今おっしゃったように、コロナがここでも影響をしておる。どうしても、先ほど言いました、キープディスタンスということで、顔と顔を合わせてお話をするということが難しい。そこで、タブレットを活用というようなこともあるんですけども、ちょっと今、タブレットということで気になったんですけども、いわゆる今、子どもたちもタブレットを当然、多分、私たちよりも子どもたちのほうが使いこなしているのではないかなというふうに考えますし、よく言われるように、いわゆるSNS等も子どもたちも使っておりますけども、そういった部分で、いわゆるネット上の人権侵害であるとか、子どもの中のいじめでありますとか、そういったことが非常に気になるんですけども、そういった部分についての手だてはどのようにされているのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、一番大きな課題はSNS上の問題発言というか、いろんな暴走というんですか、そういうふうになりがちですので、もう今は小学校1年生からタブレットを持たせておりますので、各学期に1回は情報モラル教育というんですか、こういうことをしたら、相手はどんなふうになるかなとか、そういう授業をして、本当に現実の仲間づくりと同時にSNS上でもこういう人権学習といいますか、そういうのを全校で学期ごとに全学年で行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今の情報モラル教育については、ちょっと後のほうでもう少し詳細に伺いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問なんですけれども、多様な背景や重い生活実態を背負わされている子ども、これは、例えば今日でしたら、ヤングケアラー等もここに含まれているのではないかなというふうに考えるんですけども、そういった部分への具体的な支援策について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の具体的な支援策について、お答えをいたします。

学校では、学期ごとに担任と子どもが1対1で話し合い、懇談をする教育相談というの

を必ず設けております。また、日頃から子どものちょっとした変化やつぶやきをキャッチできるように先生方のアンテナを本当に張り巡らす、これは担任だけではなく、担任外の先生についても行っております。こうした上で、学校としてできる一番の支援策といえますのは、子どもにしっかりと寄り添うことです。支援といいましても、子どもの、例えば家庭状況が改善するわけではないですから、そういうなんをケース会議などで課題を教職員間でまず共有をして、重いケースにつきましては、スクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、それをその支援を得ながら、関係機関につなげるシステムをつくっていると。場合によっては、スクールソーシャルワーカーと担任が家庭訪問して、支援を少しですが、やっていくということをやっています。ただ、今、お話のヤングケアラーにつきましては、最近でできた新しい言葉ですので、子ども自身が自分がそれに当たるのかどうかという理解がまだ弱いですから、引き続き、その周知には努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今、お答えいただいたように、やっぱり先生方のアンテナを高くというか、本当に子どもたちの変化を見逃さない、そのことが私もまず第一かなというように思いますし、今、お答えいただいた寄り添うということ、それも私は非常に大事であると考えております。怖いのは、やっぱり孤立、孤独ということではないかなと思います。最近も不幸なことにして虐待死の事件が何件か起こっておりますけれども、どうもニュースや報道等を見ていると、やっぱり孤立しているんですね。いろんな行政機関等が行っても、その保護者のほうがあえて会おうとしないとかいったようなこともありまして、ここに孤立するということが本当に怖いことであるなというふうに思いますし、それをさせないための寄り添うという取り組み、そのことは私は今後も続けていっていただきたいというふうに思いますし、ヤングケアラーの問題については、どうしてもおっしゃったように、なかなか子どもたち、特に低学年になるほど、分かりにくい部分もあるかと思うので、そういった部分についても、子どもたちに周知をしていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、次、3件目の質問に移らせていただきます。

「家庭訪問型学習支援制度」、これ、私は非常にいい制度であると、待っているのではなく、いわゆる積極的に動いていくという非常にいい制度であるというふうに思っておる

んですけども、この成果と、それから課題について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3点目の家庭訪問型学習支援制度について、お答えをいたします。

まず、この事業はほとんど学校に行けない不登校状態の児童生徒に対して、専門家の先生が家庭訪問をして、積極的な支援を行うものでございます。県内でもほとんど例がない、あまり例がない、注目されている野洲市独自の制度でございます。この成果としましては、現在、週2回の訪問支援というのをやっているんですけども、3人の子どもたちが利用をしております。また、この他に学校からの相談による、今、利用検討というのが5件ございます。全部で小中合わせて、ほとんど学校に行けない子は10名余りですので、ある程度カバーできているのかなというふうに思っております。

課題は2つあります。1つは、この制度の利用を増やすために対象となる児童生徒の実態に合わせた関係機関、学校はもちろんですが、その他のいろんな機関の支援が要ると思うんですけども、そこら辺の柔軟な働きかけというのが必要かなというふうに思っております。2つ目は、利用調整役のスクールソーシャルワーカーがこれの中心になって動くんですけども、コーディネーターというんですか、ふれあい教育相談室に置いているんですけども、そことか、各学校のスクールソーシャルワーカーの連携とその資質向上、ここももう一つの課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 2つ、課題があるということで、1つは関係機関との問題、それからもう1点は、スクールソーシャルワーカーの問題ということなんですけれども、これは、例えば関係機関との連携といいますか、それは何かハードルが高いとか、そういったような課題があるということなんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 家庭訪問しても、それ自体を拒否される場合がありますので、学校サイドというのか、教育委員会サイドからのアプローチが難しい家庭もあるんですね。ですから、そういう場合は別の機関の関わりを得ないとなかなか難しいという問題があります。そこら辺が1つお答えかなというふうに思っています。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 先ほどもちょっと言いましたけども、虐待のことを例に出して言うたんですけど、家庭の側、保護者の側がちょっとシャットアウトといいますか、受け付けてくれないという、そういうこともここでもあるのかなというふうに感じました。

それから、スクールソーシャルワーカーの部分なんですけども、非常に大事な仕事をいただいていると思うんですけども、そのスクールソーシャルワーカーの方のスキルアップ等についてはどのように取り組んでおられるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） スクールソーシャルワーカー、野洲市への県の配置は1名だけなんです。野洲市独自で5名採用しておりまして、全部で6名。ただ、スクールソーシャルワーカーといいましても、資格を持った方が大学を出てすぐとか、いろんなキャリアが全然違いますので、その学校対応というのか、そこはばらばらです。そのために本市では、他市には例がないんですけど、スーパーバイザーというふうな人を配置しまして、そのスクールソーシャルワーカーの皆さんに集まっていたいただいた事例研修とか、その力量をどんなふうにして上げていくのかというふうな研修を何回も持っております。そうやって、できる限り、ある程度の水準を上げたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 県からの派遣が1人しかおられないということで、あとは野洲市のほうで配置をされていて、スーパーバイザーという方がその取りまとめというんですか、それをされているのかなというイメージなんですけども、これも本当に大事な仕事をいただいておりますし、予算の関係等もありますので、なかなか難しい部分はあるんですけども、何とか拡充をしていただきたいなというふうに感じております。

それでは、次、4件目なんですけども、先ほどもちょっと触れましたけども、情報モラル教育について具体的にどのような取り組みをされるのか、詳細な部分をお答えいただけたらと思います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の情報モラル教育について、お答えをいたします。

この情報モラル教育では、ネットワークの危険性とか、あるいは個人情報とか人権保護の知識や判断力などと併せて、思いやりや礼儀、あるいは人の思いを受け止める感性とか、こういう道徳意識を育てる必要があるのかなというふうに考えております。学校では、文

部科学省が示しました指導事例があるんですけども、いくつもの指導事例がございます。これを基に各学校では自分の学校に合わせた学習計画を設定しています。そうやって、各学年、学期ごとにいろいろ取り組んでいるという状況です。小学校では主に道徳や学級活動の時間に学習を行っています。そこでは、日常生活の中で感じる気持ちはパソコンとかスマートフォンとか、こういうＩＣＴの環境の上でも同じように当てはまるんやでというようなことを伝えたりですとか、よりよい関わり方、あるいは決まりやマナーとか、こういうことの大切さについて学習を進めています。さらに、高学年では責任を持って伝えたり、判断したりすることの大切さについても学んでいます。中学校では、社会科とか、あるいは技術科の授業で個人情報とか著作権とか、こういうことについても学習をしています。また、多くの子どもが持つことになります、中学校になりますと、スマホの適切な使い方とか、あるいはＳＮＳにおける伝え方など、実際に子どもが抱える悩みや不安に寄り添いながら生活指導を行っています。

このように、教科の学習と、それから生活指導、ここを連携させることで、子ども自身が前向きにインターネットの危うさとか人権問題に向き合えるように取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○１２番（山本 剛君） 学年に応じて取り組みをされているということで、特に、今おっしゃったように、小学生でしたら、道徳の時間を活用して、それからまた中学生になると、今おっしゃいましたように、社会科、技術の時間も活用して取り組みされているということで、私は大きく２つ大事な部分になるのかなというふうに感じるんですけども、１つは、子どもたちが自分の個人情報をいかにして守るかという、そのことがまず１点あるかと思いますし、そして次が他者を傷つけない、自分が、例えば発信することによって、人がどういうふうと思うか、どういうふうを感じるか、そういった、いわゆる他者への想像力といいますか、そういった部分、自分が守ることと人を傷つけない、この２点がこの情報モラル教育についても大切ではないかなというふうに考えておりますけれども、改めて、その部分についてお答え願いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、お話あった２点というのは大事だというふうに思っております。自分を守ることというのは、個人情報とかいろんなところで大人社会でも結構言わ

れておりますので、子どもたちの学習にもいろいろ反映はしているんですけども、もう一つの共感性というのか、思いを寄せるという、思いをはせるといいますか、こういう部分が今の子どもたちで一番重要な部分かなというふうに思っております。これは何も道徳とかそういう時間だけではなくに、例えばいじめ問題とか校内でトラブルがあったときに、いかにその相手側の気持ちを考えながら自分の行動にブレーキがかけられるのかという、そういう具体的な、自分に返すということが大事なかなというふうに思っております。その意味で共感する力、学校では特に力を入れているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今、お答えいただいた共感する力で、私が言いました、他者への想像力といいますか、そういった部分、本当に情報モラル教育において、大切なことであると思いますので、引き続き、充実した取り組みをしていっていただきたいというふうに考えます。

それでは、次、5件目の質問をさせていただきます。

コミュニティスクールの理念を実現させるための具体的な取り組みについて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目のコミュニティスクールの具体的な取り組みについて、お答えをいたします。

本市では、コミュニティスクールの設置に向けた取り組みを今年度、令和3年度より開始しております。令和4年度は、今ある学校応援団、これはもうすべての学校にあるんですが、その組織をコミュニティスクールの中心母体となる学校運営協議会という組織に移行をする準備を進めていきたいというふうに考えています。学校応援団の活動は、学校から、例えば調理実習をしますので、何人か地域の方、応援お願いしますというふうに、学校から依頼があったときだけの地域の皆さんの支援でございます。今後、地域の皆さんにもっと積極的に学校の教育活動に参画をしていただいて、学校と地域が対等の立場で協働して子どもたちを育てていきたいというふうに考えています。

そして、まずは各学校で令和4年度中にコミュニティスクールの準備会を発足させていただきます。ここでは、今ある学校応援団や学校評議員会というのがあるんですけども、からのこういう2つの組織からの意向について検討を進めて、令和5年度をめどに、学校ごとにコミュニティスクールを設置していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 今、答えていただきました学校応援団と学校評議員が、おそらくコミュニティスクールの核になるのかなというふうに考えます。そして、令和5年には各学校がコミュニティスクールとして成立をしているということで、今もおっしゃった中で、学校と地域が対等となって子どもの育ちを支援するということで、一時、開かれた学校というようなことを言われたんですけど、これ、かなり昔のことになるんですけども、地域に開かれた学校ということで進んでいたのが一気にその流れがストップしてしまった事件があったんですけども、教育長もご記憶だと思うんですけども、大阪附属小池田小学校のあの悲惨な事件、あの事件が流れに、私はストップをかけたなと思っております。あれ以降、学校のセキュリティーというのが非常に嚴重になったのは。それまで、学校というのは誰でも自由に出入りできたんですけど、今はもうドアもロックをされていて、インターホンを鳴らして、名前を名のって、それからでないと入れない。非常に悲惨な事件があったがゆえに、ちょっとその開かれた学校というのがストップされた。

ところが、やっぱりそれではいけないなというふうにも、皆さんは感じておられていると思います。これは別に野洲市だけではなくて、やっぱり地域と学校が連携をして、子どもたちを見守って育てていくということで、そういった面で本当にコミュニティスクールの取り組み、令和5年ということを設定もされておりますので、私たちとしても、議会としても支援といいますか、できる限りの協力もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後、6点目の質問に移ります。

生涯学習と識字教育の関連という部分で、生涯学習といいますと、私たちといいますか、日本の場合、イメージとしまして、何となくカルチャースクールのようなイメージを持ってしまうという方が多いのではないかなと思うんですけども、ヨーロッパや南アメリカにおいては、生涯学習というのは、いわゆるその成人教育という部分で、中心になるのが識字教育という部分でございます。日本はあまりにもその識字率が高いがゆえに、もう読み書きできることが当たり前、常識になっておりまして、その非識字の問題とか識字教育の問題についてなかなか思いがいかないという部分があるんですけども、そういった部分で生涯学習と識字教育の関連について、教育長の考えを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、6点目の生涯学習と識字教育について、お答えをいたします。

私は、もともと出発は大阪の中学校でした。その大阪の中学校の教諭時代に、7年か8年ぐらいであったと思うんですけども、地域の識字教室にずっと関わって支援を行ってきました。そこでは本当に読み書きの不自由な大人の方、普通に、40代、50代の方もおられましたので、そういう方々を見ていきますと、読み書きの不自由さがその人間性にまで影響を及ぼしているという実態を目の当たりにしてまいりました。そして、文字を取り戻すことで、そこからほんまに大きく、たくましく生き直すというふうなことをされている方々を本当にたくさん見てまいりました。現在でも社会的に不利な立場におられて、識字教育が必要な方がおられます。それから、あと不登校、いろんな形で学校に行けなかった人も結構おられますので、学校教育の不足していた部分を取り戻すというんですか、そういう意味でも識字教育というのは必要かなというふうに思っております。

さらに、近年国際化、グローバル化の中で、日本語のできない外国の方が急増をしております。本市でも国際協会が毎日のようにその南別館で何人もの方の支援をしておられますけども、そのニーズはどんどん高まっているというふうに聞いております。こうした多様なニーズに対して、識字教育というのは本当に生涯学習の重要な一環であるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山本議員。

○12番（山本 剛君） 教育長がお答えいただいたことと私ももうほとんど同じ認識をしております。野洲市において識字が始まったのは、もう30年近く前かなと思うんですけども、当時、私が大阪の教育研究所のほうに勤めておりまして、そこで私も識字の取り組みをしていたわけです。そのことを当時、野洲町時代でしたけれども、教育委員会のほうに話をしまして、そしたらたまたまそのときの管理職の方も、以前、大阪府内の中学校に勤めておられたということで、識字のことを非常によく理解されておられました。話をして、もう本当にスムーズに識字教室を設立することができまして、やっぱり理解者がいると話が具体化するのは早いなということをそのときも思ったんですけども、現在の識字、今、答えていただいたように、不登校の部分でありますとか、あるいは外国人が多くなると、やっぱりニーズが高まっているということですので、拡充の、今、国際協会がしていただいている部分、外国籍住民の方は当然、非識字の方が多いですし、そうい

った部分への支援は続けていっていただきたいと思いますし、ここ、野洲はあまりないんですけど、都市部は、いわゆる戦争で戦災孤児になった方、本当に戦災孤児になってしまって、自分が生きていくのが精いっぱい、本当に学校に行けなかったという方がおられる。都市部はそういった方の受け皿としての識字、特に夜間中学がその受け皿になっておることなんなんですけども、以前、少しちょっと質問もしたんですけれども、各都府県に夜間中学校を設立しようということで、文部科学省も提唱しておるんですけれども、滋賀県はまだちょっと検討段階ということなんですけれども、そういった部分も併せて考えていただけたらなということを要望しまして、私の質問は終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、公明党、第6番、津村俊二議員。

○6番（津村俊二君） 第6番、津村俊二でございます。

公明党を代表して、代表質問を分割にてさせていただきます。

まず、令和4年度の施政方針について伺います。

新型コロナウイルス、オミクロン株の感染力の猛威に国民には不安が広がっております。病床ひっ迫など、医療崩壊を起こさない万全な対策が求められております。コロナ禍で傷んだ経済の回復をはじめ、国民生活の不安解消や脱炭素化、デジタル化に向けた社会変革、少子化対策、自然災害対応など、待ったなしの課題に立ち向かわなければなりません。野洲市においても、こうした難題を抱える中、コロナ禍を克服し、栢木市長のめざす笑顔あふれるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

1、初めに、子育て、教育人権について。これまで小学校3年生までが対象であった通院医療費の助成を小学6年生まで対象に拡充しますとありますが、具体的な取り組みについて伺います。

2、待機児童をなくし、市内で安心して子育てできる環境についても具体的な取り組みを伺います。

3、障がいのある児童生徒一人ひとりに対しては、ニーズに応じた教育が必要であることから、特別支援教育コーディネーター加配等についての取り組みがありましたが、野洲市における現状と特別支援コーディネーター、学校教育支援員、また心のオアシス相談員を派遣とあります。それぞれの人数を伺います。先ほどの山本議員にもありました。重なりますけども、確認の意味でもお答えをいただきたいと思います。

4、子どもたちに個別最適化され、創造性を育む学びについて示されていました。また、

G I G Aスクール事業については、I C T支援員の配置と活用指導力の向上に努めるとありましたが、こちらについても支援員は何人の配置で指導力向上についてどのように実施していくのか伺います。

5、令和7年度に実施される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技会場となる市総合体育館については、大規模改修工事を実施する旨がありました。この工事はいつからいつまでの予定を想定されているのか伺います。

6、次に、福祉、生活について。認知症等により居宅に戻れなくなるおそれのある高齢者等の安全を確保するため、事前登録制度を普及、推進や行方不明となった場合に発見の協力を要請する見守りネットワークの拡大とありますが、現状と今後の取り組みについて伺います。

7、小規模多機能居宅介護の施設整備をする事業者への支援とありますが、野洲市における現状と事業者に対する支援について、具体的に伺います。

8、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症について。3回目のワクチン接種事業の現状と今後の取り組みについて伺います。また、5歳から11歳の対応についても伺います。

9、産業、環境、歴史文化について。市内で新たに創業する小規模企業者を対象に、創業に係る経費の一部を補助しますとありますが、具体的な取り組みを伺います。

10、活力ある野洲の農業をめざし、担い手が経営発展に取り組むために必要となる農業用機械の導入や施設整備設置費用に対し助成とありますが、具体的な取り組みを伺います。

11、観光振興について、エコツーリズムの新たな展開を図るため、自転車を活用した観光のまちづくりを促進とありますが、具体的な取り組みを伺います。

12、環境、都市計画、都市基盤整備について。良質で安全な水道水の安定供給のため、耐用年数が到来している配水管の更新事業を実施とありますが、詳細について分かる範囲で取り組みについて伺います。

13、野洲駅南周辺の浸水被害の軽減を目的に童子川第4排水区の雨水幹線整備を進めるため、ポンプ施設の基本設計等を行うとありますが、具体的な取り組みについて伺います。

14、ため池耐震診断の結果から改修が必要と判断されたため池の整備に向けた事業計画を策定し、農業生産基盤の保全に取り組むとありますが、具体的な説明を伺います。

15、大規模災害の発生に備え、市役所敷地内に防災拠点となる倉庫を設置し、資機材の配置を行うとありますが、詳細について伺います。

16、危険度の高い道路の修繕や優先度が高い道路の整備を行う、また通学児童、歩行者の安全確保や注意喚起を図る他、水銀灯を計画的にLED照明に交換するとあります。分かる範囲での詳細をお願いします。

17、コミュニティバス運行事業について。利便性の確保とありました。定期的な見直しが必要となってくると思われますが、今後の取り組みについて伺います。

18、市民活動、行財政運営について。高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現と、現在の相談体制を活かした重層的支援体制整備事業として取り組むとありますが、詳細について伺います。

19、最優先に取り組むべき課題として、行財政改革推進プランに基づき、積極的な歳入確保と歳出の適正化について伺います。

20、市役所業務の効率化を図るため、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入による定型的業務の自動化について、具体的に伺います。

以上20問であります。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 公明党を代表しての津村議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の通院医療費助成を小学6年生まで拡充する具体的な取り組みについて、お答えをいたします。

小学6年生までの福祉医療費助成は、私の公約に掲げていたもので、本市では事務手続の関係で、令和3年4月からは小学3年生までの通院に対し、1レセプト500円を自己負担限度額とする福祉医療費助成制度を拡充したところでございます。今般、湖南4市や守山野洲医師会での調整など、一定のめどが立ったことから、小学3年生までの拡大と同様に、令和4年10月1日からは対象を小学6年生まで拡大するものです。また、福祉医療費受給券には有効期限を記載していることから、10月までに子ども福祉医療の対象者全員に、新たな有効期限を記載した受給券を改めてお渡しすることや県内の医療機関への周知などを実施することとしております。

次に、2点目の待機児童をなくし、市内で安心して子育てできる環境を整えるための具体的な取り組みについて、お答えいたします。

当市では、令和３年４月に多数の待機児童が生じる見込みであったことから、当市の子育て支援策のマスタープランにある第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画において、小規模保育事業の実施を新たに盛り込む改訂を行いました。今年度は当該計画に基づき小規模保育園を整備する事業者の公募を行い、令和４年４月には新たに２園が開園することとなっています。また、令和４年度においても新たに２園の公募を予定しており、これにより、令和３年度時点と比較すると７６人の受け入れ可能人数の増加が見込め、待機児童の解消が図れる見込みです。

さらに、先の全員協議会でもお示しをさせていただき、現在、改訂作業中の幼稚園・保育所施設整備等実施計画に基づき、新たに９０人程度の私立認可保育園等の整備を促すことで定員の充足を図るとともに、野洲市三方よし人材バンク事業等の取り組みによる保育人材の確保を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

３点目から５点目の３項目については、教育委員会に確認した上でお答えさせていただきます。

３点目のそれぞれの人数について、お答えをいたします。特別支援コーディネーター加配の配置人数は５名で、学校教育支援員の配置人数は２７名です。また、心のオアシス相談員の配置人数は３名です。

次に、４点目のＩＣＴ支援員の配置についてお答えいたします。令和４年度はＩＣＴ支援員を２名配置し、１名は市内小中学校を巡回で訪問し、もう一人が電話等でのサポート窓口業務を行います。ＩＣＴ支援員は、ＩＣＴ機器を学習に取り入れるための技術支援を行う他、有効な活用法や事例紹介などの研修を行うことで教師の活用指導力の向上を図ります。

次に、５点目の総合体育館大規模改修工事について、お答えいたします。

総合体育館の大規模改修工事は、令和７年の本大会の前年、令和６年にリハーサル大会が開催されますので、これに間に合わせるべく業務を進めております。現在の予定では３月１０日に入札を行い、今議会の追加議案として予定している契約締結をご承認いただいた後、工期を約１５か月と定め、令和５年６月３０日の完成をめざし、進めてまいります。

次に、６点目の認知症高齢者の安全確保と見守りネットワークの拡大について、お答えいたします。

市では行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の情報をひとり歩き認知症高齢者等

事前登録制度に登録していただいております。登録者の情報は守山警察署と共有し、行方不明発生時に迅速に検索できるようにしております。この制度には2月末現在で67人の方が登録されておられます。また、実際に行方不明が発生した際には、行方不明者情報をあらかじめ捜索協力の登録をいただいている事業所へ送信し、早期発見に努めております。この捜索協力事業所は50事業所ございます。今後、認知症高齢者数は増加が見込まれることから、行方不明の発生も増えることが予想されます。このことから、迅速な捜索活動及び早期発見のための体制構築がますます重要となってまいりますので、市民には事前登録制度を周知して登録を促すとともに、市内事業所にはさらに参画を依頼し、ネットワークを拡大することで認知症高齢者の見守り体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、7点目の小規模多機能居宅介護の現状と事業者に対する支援について、お答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設は、通い、訪問、宿泊を組み合わせ、高齢者が住み慣れた地域でより長く暮らし続けることができるようサービスを提供していただく施設であり、本市では令和2年4月に開所した1施設のみとなっています。在宅療養を進めていくためには、小規模多機能型居宅介護施設を増やす必要があることから、令和3年度から5年度までの第8期野洲市介護保険事業計画において、もう一施設の整備を計画し、令和5年度の開所をめざし、公募を行い、先日、事業者の選定を行ったところでございます。選定された事業者に対しましては、準備経費に係る補助金及び施設整備に係る補助金による支援を行う他、旧の中主ふれあいセンターの一部を貸し付けることで開設に向けた支援をするものでございます。

次に、8点目の3回目の新型コロナワクチン接種について、お答えをいたします。

令和3年12月から始まった新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種は、市内医療機関での個別接種に加え、令和4年1月からは集団接種会場での接種を実施しており、今朝、今日の朝現在では1万4,327人、人口比では28.34%の市民が希望により接種を終えられている状況でございます。今後、引き続き希望される市民が早期に接種できるよう、接種機会の提供に努めてまいります。また、5歳から11歳を対象としたワクチン接種については、3月からの接種開始をめざし、守山野洲医師会との調整や接種券の送付等、準備を進めているところでございます。

なお、5歳から11歳への新型コロナワクチンの接種については、予防接種法上の努力義務が課されておらず、本人と保護者の判断により接種いただくこととしております。

9 点目の創業支援補助金の具体的な取り組みについて、お答え申し上げます。

お尋ねの取り組みは、市内での創業の促進を図ることを目的に、野洲市創業支援補助金として、令和3年度から新たに始めました。この施策は令和3年4月に策定した野洲市商工業振興基本計画の重点施策の1つとして進めているものです。市内に事業所を設置して新たに創業を行う方を対象とし、専門家に依頼した際の指導料や事業に必要な機械器具の購入費、工事費、店舗の賃借料や広告費、展示会出展費用など、事業を始めるに当たって必要な経費を補助します。1事業者につき申請は1回限りで、補助対象経費の2分の1を補助し、補助上限は20万円としております。申請に当たっては創業を考えている方や創業間もない方に向けて、野洲市商工会が行う創業塾を受け、修了することを要件としております。新規創業をめざす方への支援につながるよう、商工会と協力しながら令和4年度も継続して取り組んでまいります。

次に、10点目の農業の担い手が経営発展に取り組むための助成についての具体的な取り組みについて、お答えいたします。

農業機械や設備の導入、設置に対し、付加価値額の向上や経営規模の拡大などによって、経営発展に取り組むことを目的とした国の補助金である、担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を活用し、担い手への助成を行っております。事業の申請に当たっては、本市の認定農業者であり、かつ集落の人・農地プランに中心経営体として位置づけられていることや金融機関からの融資を受けることなどが要件となっております。いずれの補助金も費用に対し2分の1、もしくは3分の1の金額の助成を受けることができ、トラクターやコンバイン等の導入、乾燥調製施設やハウスの設置などに活用していただけます。

次に、11点目の自転車を活用した観光のまちづくりの促進について、お答えいたします。

エコツーリズムの定義は、滋賀県においては体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境、生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に関してより深く知ってもらい、琵琶湖や自然の大切さを感じることができる活動のことをいいます。コロナ禍以前からも、団体の「観る」観光から個人単位での「体験」する観光へシフトする傾向にあり、エコツーリズムの需要は高まってきています。令和4年4月から施行予定の第2次野洲市観光振興指針で定めた重点事業、湖と山をつなぐ観光周遊促進に取り組むべく、来年度はヤスイチサイクル促進事業を計画しており、三上山や琵琶湖といった自然環境、平家ゆかりの地

や神社仏閣といった歴史スポットなど、市の魅力的な観光資源を生かして、自転車を利用した観光客を誘致する事業です。市内の観光地を自転車で周遊するサイクルマップの作成や、そのマップを利用したソフト事業の実施を予定しております。今後も市の魅力の発信と市内の観光周遊を促進し、関係者及び事業者の方々と協力しながら、経済的にも当市にメリットのある観光事業を取り組んでまいり所存でございます。

次に、１２点目の良質で安全な水道水の安定供給のため、耐用年数が到来している配水管の更新事業の取り組みについて、お答えいたします。

令和４年度の更新事業については、老朽管の更新として、昨年度に引き続き万葉台地区と野洲川橋添架橋の布設替え工事を行います。また、石綿管の更新として、和田地区と野田比留田間におきまして、管路の布設替え工事を行うこととしております。

次に、１３点目の童子川第４排水区雨水幹線整備に伴うポンプ施設の整備に関するご質問にお答えいたします。

現在、童子川第４排水区雨水幹線整備につきましては、普通河川祇王井川から準用河川友川までの整備手法について検討を進めております。昨年度までは、自然流下が可能な旧笠作踏切付近でのＪＲ横断ルートについて検討を重ねてきましたが、ＪＲとの協議により費用面や工期面などに課題が出てきたことから、ルートの見直しを行ったところでございます。新たなルートは、旧笠作踏切手前でＪＲと並行する市道木ノ座ナガレ１号線を通り、自然流下が困難であることから、準用河川友川の隣にポンプ施設を整備して、放流する計画としております。新年度には、雨水幹線ポンプ施設基本設計業務において、ポンプ場や排水ポンプ能力等の経済性について検討を進めてまいります。

１４点目のため池整備に向けた事業計画、農業生産基盤の保全への取り組みについて、お答えいたします。

ため池の決壊による災害を防止するため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が昨年度施行されたことにより、現在の土地改良事業設計指針、ため池整備の基準に適合しないため池を今年度６か所、耐震診断を行いました。この結果から現時点において整備を行う必要があるため池３か所について、国のため池等整備事業の事業採択を受けるために必要な改修計画の概要等を盛り込んだ事業計画を策定することにより、農業生産基盤（ため池）の保全に取り組むものです。

次に、１５点目の防災拠点事業の詳細について、お答えいたします。

当該事業については、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団においては、関係自治

体に対し、防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業に対する支援を実施されることから、当市においても希望し、採択を受ける運びとなりました。事業内容は、ハード事業ではスライドダンプ、油圧ショベル、救助艇の現物支給及び主に重機や資機材等を格納するための防災倉庫の新設、市内7か所にある備蓄品倉庫の更新や災害用備蓄品を購入する費用の支援を、ソフト事業では重機操作資格取得に係る受講費や総合防災訓練等の研修事業費があり、人材育成や災害時総合支援体制に資することを目的としております。

次に、16点目の危険度の高い道路の修繕や整備等について、お答えいたします。

危険度が高い道路の修繕につきましては、市内にある橋梁や大型カルバートの道路施設に対しまして、法定点検を実施し、点検の結果、早期措置段階として判定された道路施設の修繕を順次行っており、新年度には市道比留田西里五条線の4号橋他1橋の修繕を予定しております。優先度の高い道路の整備につきましては、舗装修繕計画に基づき、市道野洲川右岸線や市道辻町小比江線など、舗装の老朽化が著しい3路線の修繕を予定しております。また、通学児童や歩行者の安全確保につきましては、通学路や未就学児の移動経路の点検を通して、危険箇所を洗い出し、優先的にグリーンベルトや防護柵設置等の安全対策を実施しているところでございます。新年度も継続して市内11か所で安全対策を予定しております。

道路照明灯のLED化については、一般照明用の水銀ランプが令和2年12月で製造が中止になったことから、令和2年度より年次的にすべての道路照明灯のLED化への更新工事に着手したところです。新年度につきましては、市道辻町小比江線の隧道部分のトンネル照明設備の更新を予定しております。

次に、17点目のコミュニティバス運行事業の今後の取り組みについて、お答えいたします。

当市のコミュニティバスは、道路運送法第78条の2に定める自家用有償旅客運送について運送するもので、昼間における買い物や通院等を乗車目的とされる方を想定して運行をいたしております。今後の取り組みにつきましては、現在の運行体制の適切な維持を主目標とし、ダイヤ等の見直しにつきましては、市の施設の新設、廃止等のコミバス路線運行において環境に特に大きな変化が生じる場合に検討したいと考えております。

次に、18点目の重層的支援体制整備事業について、お答えいたします。

重層的支援体制整備事業については、これまで高齢、子ども、障がい、生活困窮と対象者別に予算措置等をされていたものを一元的に取扱い、制度の縦割りの弊害をなくすこと

で、これまでの事業や支援をよりよく活用するための事業です。具体的な支援策としましては、地域の見守り活動に活用するための自治会単位での見守りマップの作成や孤立、孤独問題に対応するため、身寄りのない方の死後事務に関する仕組みの構築、そして地域の空き家を活用して、ひきこもりの方が働く体験の場づくりや地域住民の居場所づくり等に取り組む予定でございます。野洲市においては、令和3年度にはモデル事業を実施しており、令和4年度からの本格実施に向けて関係機関と協議を重ねているところでございます。これらの取り組みを通じて地域資源をより活性化し、地域における包括的な支援体制を強化、推進してまいります。

次に、19点目の行財政改革推進プランに基づく積極的な歳入確保と歳出の適正化について、お答えをいたします。

行財政改革推進プランでは、現在の危機的な財政状況を脱し、持続可能で笑顔あふれる市政を実現するため、歳入の確保では返礼品を活用したふるさと納税制度や広告事業といった収入を得る仕組みを推進するとともに、使用料等の見直しといった、市民の皆様へ受益に応じた負担を求める取り組みも進めてまいります。歳出の適正化では、時間外勤務の抑制による人件費削減等の内部改革に取り組む他、これまで課題となっていた合併後に機能が重複することとなった施設の統廃合及び民間保育事業者の参入促進などや学校給食業務のあり方の見直しなど、民間の力が活かされる行政運営への転換といったことに取り組んでまいります。

次に、20点目のRPAの導入による、定型業務の自動化について、お答えをいたします。

RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）については、令和4年度当初に実証実験を実施し、同年度中に実際の事務へ活用することを想定しております。実証実験の実施に向けては、去る1月に職員向けにアンケートを実施いたしましたので、その結果を基に実証実験の対象となる事務の絞り込みを行ってまいります。実証実験の実施後は、適用が可能な事務からRPAの導入を開始し、順次、対象事務の拡大をすることを予定しております。特に今年度利用を開始した汎用電子申請システム及び国が提供するオンライン申請の基盤であるぴたりサービスにおいては、今後受付件数の増加が見込まれることから、申請データの処理や定型的な業務の自動化にRPAを活用することにより、職員の事務効率が向上するよう積極的に連携を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。１３点目のご質問のお答えで、地名を旧笠作踏切手前ではＪＲと並行する市道「木ノ座（キノザ）」と申し上げましたが、「木ノ座（コノザ）」ナガレ１号線というのが正しい。訂正させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を１０時５５分といたします。

（午前１０時３７分 休憩）

（午前１０時５５分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より答弁の訂正を求められています。

市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども１点訂正させていただきましたが、３点訂正させていただきます。

まず１点目の福祉医療費受給券につきまして、有効期間を記載している、新たな有効期間を記載したというところを「期間」を「期限」というふうに申し上げてしまったみたいでございます。「期間」に訂正をよろしくお願いいたします。

もう一点は、１２点目の水道水の安定供給のための耐用年数が到来しているところで、昨年度に引き続き万葉台地区と野洲川橋添架管の布設替えのところを「添架橋」というふうに申し上げました。これも「添架管」の間違いですので、「添架管」に修正をお願いいたします。

もう一点でございます。１６点目の危険度の高い道路の修繕や整備等の中で、新年度には市道比留田里西五条線４号橋というところを市道比留田西里五条線と申し上げてしまいました。「里西」の間違いでございます。「里西」と訂正していただきますようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○６番（津村俊二君） 様々な取り組みを説明いただき、ありがとうございます。

私はこのまちづくりには３つのキーワードが非常に大事じゃないかなというふうに思っております。

まず、市民の方に伝えるという、これは先日の代表質問でもそういうことが話されていましたが、伝えるという、知ってもらうということですね。また、その知ってもらうつながっていく。また、つながっていた上でそのことを続けていく。この「伝える」「つながる」「続ける」というこの３つのキーワードは非常に私たち、このまちづくりに

においては大事じゃないかなというふうに思いますので、またこういう議会を通して、インターネット中継もされております。たくさんの人に一人でも多くの方に伝えられる、そういう取り組みをまた強化していくべきではないかなというふうに思います。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、2点目の待機児童ですけれども、今、いろいろ取り組みを聞かせていただきました。これで待機児童はもう全部網羅されてゼロになるのかどうか1点と、それから6点目の認知症により居宅に戻れなくなるというおそれ、これは実は昨年末に私の自治会内でこの認知症の方が夜中に出歩かれて、用水路にはまってしまって、亡くなられたということが起きました。本当に残念で、私も家から30メートルぐらいのところでしたので、本当にびっくりして、私はこれはハード面で、市のほうでトラロープを引いていただいて、そういう、防げるようにはなったんですけれども、私は出歩くおそれのあると書かれていましたね、そういう居宅に、家に戻れなくなっておそれのある高齢者、この安全を確保する。ですから、前触れはきっとあったと推測されます。その方に、答弁のほうで67名の方が登録されています。私はこれで足りているのかなというふうに思います。万全を期すためにもっと知ってもらい、伝えていかなければならないなというふうに思いますので、このことを、やっぱりしっかり見守りネットワーク、これをもっと増やすようなこういう取り組みをもっとしていけるようなことがあれば、またご説明をお願いしたいと思います。

7点目の小規模多機能型居宅介護なんですけれども、これは今、1施設あるということで、2つ目の施設が今度ふれあいセンターのところに建つというふうに予定されていますけれども、国の推奨では中学校区に1か所あればいいということで、この小規模多機能居宅介護というのは、市長の答弁にありましたように、通いがあり、訪問があり、泊まりがあるという、本当に使い勝手がいいというか、私もこの施設でお手伝いさせていただいているんですけれども、そういう、やっぱり施設というのは非常にこれから特養とか老健とかありますけれども、これを本来ならば、自分の自宅で最期を、終末を迎えたいという方が多々いらっしゃると思うんですね。そのためにも小規模多機能型居宅介護というのは非常に大事だと思うんです。今はコロナ禍ですので、なかなか通いという分では臆しているというか、控えておられる利用者さんがいらっしゃいます。でも、しっかり万全を期して、コロナ対策をやれば、ちゃんと通っていける方々もいらっしゃいます。ちゃんと家に帰って、本当に亡くなる寸前まで歩かれた人たちというのを私も見てきました。ですから、本当に自分のおうちで最期まで看取れるというか、最期まで人生を生き抜いていただくためにも、こ

の小規模多機能居宅介護というのは、1か所、中主のほうでできて、また三上方面というか、もう1か所、そういうふうにする可能性はないのかどうか、また取り組みはないのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

あと11点目の観光振興についてですけども、これは非常に私、エコツーリズム、ヤスイチというこの自転車を使っていて、もちろん歩きでもいいんですけども、議員研修でJ I AMの研修でもあったんですけど、先生、講師の方から歩くことによって介護保険料が下がるというデータを示していただきました。1日100歩、または1,000歩、もちろん歩けば歩くほど介護保険が下がるというデータでもって示していただきました。私は、やっぱり健康長寿、健康寿命というのは伸ばしていかなければならないわけですから、そのためにも、歩いたり、自転車に乗ったりして、町を観光していく、もちろん観光客もそうですけども、地元の市民の方がそういうふうな生活の中で取り組めていただけたらいいかなと思います。その講師の方が言っていました。市役所にはすぐ駐車場があると、これは駄目なんだとおっしゃっていました。遠くに駐車場があって、歩いて庁舎に来るというふうにしていかないと駄目なんだ、そういうふうな持論を言ってはりました。私もそのとおりだと思います。少しでも歩くようにしていかなければ、まちづくりというか、そういう健康寿命は伸ばせないんだというふうにも、フレイルの問題もありますので、やっぱりそういうまちづくり。ですから、このヤスイチの体験、市長が体験されたかどうか私ちょっと聞き及んでいるんですけど、その感想なり、またこれからどういうふうに取り組むかというのを、またもう少しご自身の体験を通じて、こういうふうにしたいとかいうのがあれば、また教えていただきたいと思います。

あと13番目の童子川の排水区の雨水幹線の整備の件で、このポンプ施設なんですけども、このポンプ施設は何台、当然、雨水がたまったらそれを移動するためのポンプ施設だと思うんですけども、これは何台なんでしょうか。これは県の取り組みというか、県が設置するのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、15点目の大規模災害の発生の際のこの敷地内なんです、防災拠点となる敷地内。3.11が間もなくやって、これからまた毎日こういう報道がされると思うんですけども、これは本当に非常に大事だと思うんです、防災拠点というのは。この防災拠点は大きければいいというものでもないんでしょうけども、この防災拠点は非常に大規模災害時には大きな役割を果たしますので、これはどの辺に設置されるのか、またどれぐらいのスペースがあるのかどうかというのをもう少し分かる範囲で教えていただきたいと思います。

ます。

それから、あと18番目の高齢者、障がい者の障がいのある人、また子ども、生活困窮者を一元的にされるという重層的支援体制を縦割りでなくて、重層的支援体制をするということに取り組むとありましたけども、これ、窓口は一本化にするのか、どの窓口なのかというのをもし分かる範囲で教えていただきたいと思います。非常にいいことですので、あっちもこっちも行くんじゃないくて、ここに言ったら全部つながっているというふうな、そういう窓口はどこに設けられるのかというのを教えていただきたいと思います。

最後に、ロボティック・プロセス・オートメーション、これは本当にAIを活用していくということだと思うんですけども、新潟県の確か三条市だったと思うんですけど、ぴったりサービス、非常にこれはちょっといいことというか、スムーズにいきます。もちろんこのAIを使うということは、滋賀県がやった、ここクーポン、ちょっと情報漏えいとかありましたけども、そうならない、もちろんならない、そういう制度をつくらないといけないんですけども、そういうことでこのロボティック・プロセス・オートメーションというのをもう少し定型的業務自動化というのを、もちろん押印とかが要らなくなるというふうにはご答弁、そういう申請業務が非常に楽になるというか、そういうことを、例えばもう少し詳しく、例えばこれから4月、転入、転出、また卒業、入学、人の流れが非常に多くなります。そういう面で、大体、例えばこういうことには使えますよというのが分かれば、分かる範囲で、すべてとは言いません。一番、市民の方が、あつ、これもできるのかという非常に興味があるというか、そういうトップスリーというか、そういう必要なものをおっしゃっていただけたらいいかと思いますので、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 何点かご質問いただきまして、詳細な部分については担当部長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

待機児童はゼロになるのかということでございますが、基本的に要望される保護者の方がここへ入りたいとかこの地区に入りたいとかいう方もおられますので、空いているところもございますし、混み合っているところもあるということで、ちょっと一概にはゼロといっても難しい部分がございます。その点につきましては、担当部より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 1点目の待機児童はゼロになるのかというご質問に対して、お答えさせていただきます。

今年度、2か所小規模保育園を整備して、4月に開園する予定となっておりますので、2月の全員協議会で、1月末現在で国基準の待機児童は40名というふうになっておりましたけれども、3月に入りまして、2次協議を行いましたところ、1つ、定員19人なんですけれども、そちらが全部埋まりまして、もう1園のほうも今現在11名の方が入所いただけるということになっておりまして、今現在で国基準の待機は9名まで減少しているという状況です。市長も申しましたように、保護者さんの希望というのがまず第一優先でございまして、完全にゼロになるかということにつきましては、一概に申し上げられませんが、来年度、さらにもう2園公募して、さらに19名の定員が2つ、38名の定員を増やすことで、希望されれば入っていただけるという環境については整えられるのかなというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目の認知症のおそれがある高齢者の方についてですけれども、登録が現在67名で少ないのでは、もっと潜在的におられるのではないかということにつきまして、確かにそのように考えておりまして、地域包括支援センターでそういったおそれのある、ご心配のご家族のご相談がありましたら、当然、そういった事前登録制度をご案内させていただいて、安心していただけるようにするとともに、来年度におきましては、今現在、GPS装置を貸与しているんですけども、なかなか持ってもらいにくいとか、携帯してもらうのに課題がありますので、来年度からはそれを、貸与をやめまして、認知症高齢者がおられるご家族の方が選ばれるいろんなシステムがありますけれども、そちらのほうに補助をするという形で、より家族の方が安心していただけるような制度に改めようと思っておりますし、登録制度についても、あらゆる機会を投じて、こういった制度がありますよということを広報するとともに、例えば世界アルツハイマーデーの9月のそういった強調月間においては、協力事業者さんもさらに増やしていけるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の小規模多機能型居宅介護ですけれども、先ほど市長が答弁申しましたように、1事業者さんが応募されまして、事業者さんを決定したところではあります。8期計画におきましては、1か所ということになっておりますけれども、来年、再来年を

かけて、9期の計画を検討する中で、必要性についてニーズ等を踏まえて整備をしていきたいというふうに考えておりますけれども、議員ご指摘のように、小規模多機能は非常に在宅療養していただくには有効な施設であるというふうに考えておりますので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目のヤスイチというんですか、歩くまちづくりをしてはどうかというご質問の中で、自転車で回ったと聞いたがということなんですけども、回らせていただきました。ちょっと私は、ずるをしまして、電動型自転車というんですか、あれを使わせていただいて、副市長と一緒にずっとあちらこちらと市内を回ったんですけども、副市長は私より大分高齢なんですけども、普通の自転車ですずっと先、行って、私は1回電動自転車のスイッチを切ったんですけども、すごい重たかったです。だから、電動自転車で無理されない程度に回られたらどうかなと、本当にふだん車では見えないところが見えますし、ふだん見ていそうで見ていない観光というんですか、いいところも見えますので、ぜひ皆さんにもヤスイチ、整備できた中で回っていただけたらありがたいなというふうに思います。ふだんから歩く生活というんですか、生活の中に歩くまちづくりというのは大事なことはないかなと、それには、やっぱり道路整備等々も進めていかないかなというふうにお聞きして感じました。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、4点目の童子川第4排水区の雨水幹線のポンプの件につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、ポンプの台数ということですのでございますけれども、次年度に、先ほど市長ご答弁申し上げましたように、ポンプ設計を行うということですのでございます。流れてきました水を一旦貯留する施設とそこからくみ上げて川に放流する、流すというふうな機能になってくるんですけども、この流れてくる雨水の量、水の量、こういったものからどの程度の貯留槽が必要であるか、またその水をくみ上げて川に放流する、そのポンプ機能がどれぐらいのものが要するのかというところを次年度の設計の中で明らかにしていくということですのでございます。できましたら、業者委託になるんですけども、複数案を出してその中でのまた比較、検討をして、最終的に最も優れた1案に絞り込んでいこうというふうなことでございますので、その中でどれぐらいの能力のポンプが何台要するのかというところもきちんと

精査をしていきたいというふうに考えております。この事業につきましては、市のほうが国の交付金を頂いて整備している事業でございますので、このポンプ施設の設置につきましては、市のほうで設置をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員から再質問いただきました防災拠点について、ご説明をさせていただきます。

まず、拠点となる倉庫でございますが、倉庫は市役所の裏で造る予定をしております。大体25坪程度のものを想定しておりますが、基本的にはB&G財団から支給されるスライドダンプや油圧ショベル、救助艇が入り、それにプラスアルファ、新たに資金として支援を受ける中で、いろんなテントとかいろんな防災用品とかを一定入る程度を想定して造る予定でございます。また、市内7か所でもう既にある備蓄倉庫は10平米以下のところをそれぞれ老朽化が激しいので、これは更新をさせていただく形になります。

続きまして、重層的支援の受付窓口のほうをご答弁させていただきます。

どこどこの窓口と限定するものではございません。今、生活困窮とか障がいとか、いろんなもので困っておられる方は、一旦は多分それぞれの窓口へ行かれると思います。窓口へ行かれたとしても、総合的な支援が必要ということで重層的支援ができているというふうに認識しております。それで、それぞれの窓口で一旦、それを受けていただいた後、市民生活相談課のほうが中心となって、この案件についてはこれだけじゃないねと、こういうところもやるねとそういうふうに、そこで総合的にその人によった状況に応じて、関係課が集まって行くと。窓口はあえてご相談いただけるんですけど、市民生活相談窓口で結構だと思うんですけども、たまたま子どもさんの関係でなったのが、実を言うと、掘り返していったらいろんなものがあつたというのは、当然、税の問題も出てきますやろうし、いろんな問題があると思いますので、そこはどの窓口と限定するようなしゃくし定規ではなくて、どの窓口でも行って、市民生活相談課のほうに行って、そこがまたどこかにいろんなところをお願いをして、相互にやっていくと、そういう考え方だと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、最後20点目、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の再質問について、お答えをいたします。

R P Aを活用する具体的な事務につきましては、これから決定していく予定としておりますけれども、一般的にはデータはあるものの、取り込みがシステム化されていないものや件数は大量でないものの、繰り返し入力処理があるもの、またはシステム未導入の事務における月例処理など、現在は職員が手作業で実施しており、決まった手順でデータ処理を行っている事務が対象となっております。ですので、どちらかといえば、内部事務の効率化というふうに考えております。議員おっしゃいますように、市民の皆様に対する利便性につきましては、昨年１０月より受付を開始しておりますオンライン申請を使っていたくことのほうがより有効かと考えております。１０月から７月までの４か月間で既に８０件以上ご利用いただいておりますし、２月からは新型コロナウイルスのワクチン接種券の再発行であったり、転入者用新接種券の発行など、当該事務だけでも３６件のご利用をいただいております。オンライン申請につきましては、今後も対象事務を拡大する予定をしておりますので、市民の皆様にはそのオンライン申請をご活用いただければと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○６番（津村俊二君） それでは、再々質問を何点か。６点目の認知症なんですけども、先ほど私が申しました、起きてしまったんですけど、夜中にひとり歩きをされて、用水路に落ちてしまったと。これは起きてしまったことはもう取り戻せませんけども、じゃ起きないようにするために当然こういう取り組みが必要なんですけども、これは、やっぱり知る、知らなければ、防止できないわけですね。ですから、知るために私は地域の情報共有、もちろん家族の方がそれを伏せておいてという場合も出てくるでしょう、知られたくないというのはあるでしょうけども、私は地域でそういうコミュニティがあれば、きっと防止できることではないかというふうに思うんです。ですから、そのためには、やっぱり前に私、何回か定例会でも質問させていただきましたけども、この認知症の方々をサポートするサポーターを増やしていくしかないというふうにも思うんです。

やっぱり、まだまだその認知症を抱えている家族さんが認知症ということを知らなければ、手が打てないというか、認知症の方は本当にそれぞれ十人十色ですし、本当に体は元気けども、何にも異常はないんだけども、精神的に物忘れがひどい、自分の名前が言えない、住所が言えない、誕生日が言えない、こういう方々、当然、アルツハイマーの方がたくさんいらっしゃいますけども、他にもレビー小体とかもいろいろ、いろんな認知症の

症状があります。

ですから、本当にもう車にひかれるケースも出てくるでしょう。もちろん踏切で亡くられる方もあるでしょう。もちろん今回は踏切じゃなかったけれども、本当にそういうことが起きないように、最善のパイプ、努力というか、最善策を考えていかなければならないと思います。やっぱり自分の命は自分で守りますけども、当然、そういうふうに自分で守れない人、自分の命を守れない人を守れるような強力な体制というのは、やっぱり非常に大事じゃないかなと思いますので、どうかまたこの認知症サポーターを増やす努力や、またこの登録制度を強化していくために、またそういう広報を通じてなり、またこういう地域包括を通じてなり、執行部に取り組みをまた強めていただけるようお願いしたいのですが、また見解をお願いしたいと思います。

あともう一点ですけども、先ほど市長言われたとおり、そういうフレイル予防にもなる自転車で、ただ坂が、希望が丘とかへ行こうと思ったら、本当に坂になりますので、そういう平坦なところだけでしたら、電動型でもない自転車で行けると思うんですけども、本当に歩くところとか、そういうマップとか、今後はそういうのを作る予定があるのか、また、例えばどれぐらいの、例えば半日コース、1日コース、2日コース、いろいろあると思います。そういうことがまた考えられて、どういう順路とか、そういうことをまた考えられているのかどうか、一人でも多くのそういうふうに市民の方がまたそういう、またレンタルサイクルといって、駅のところに本当に100円を入れたら使えると、値段はともかく、そういう使い勝手がいいレンタルサイクルとかいうのも考えられているのかどうかというのを伺いたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

確かに議員おっしゃるように、今、認知症高齢者の方が行方不明になられたりとか、そういうことについては、やはり早期発見が大事かというふうに考えております。そのためには、やはり地域で見守る目というんですか、そういったものがたくさんあるということが一番安心につながるのかなというふうに考えております。

議員ご指摘のように、認知症サポーター養成講座というのを地域包括支援センターのほうでやっておりますけれども、こちらのほうの取り組みをもっと進めていくとともに、今

年度からはサポーター養成講座を受けられた方の中で、やはり自分らでも何かできないかということ、アンケートに答えていただいている方ございますので、そういった方を中心として集まっていただいて、何か少しでもお役に立ちたいとおっしゃっていただける方の力を活用できるような仕組みも、今後、考えていきたいというふうにも考えておりますし、それ以外にも、先ほど申しました施策、GPSでやりますとか見守りシールでありますとか、そういったことも広報して、普及して、さらに早期発見に至るような取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

それからあと、おっしゃったように地域での見守りの目というのも大切かと思っておりますので、いろいろな通いの場をつくることで、そこに最近来られないなとか、そういった、やはり皆さん、見張るのではなくて、地域で気にかけるような、先ほど地域共生型社会というところがありましたけど、おたがいさま、少しのおせっかいということ、地域共生型社会の推進に向けて、重層的支援体制整備にも今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） サイクルマップを作る予定はあるのかということでございますが、自転車を利用した観光客を誘致する事業ということで、先ほどの答弁でも申し上げましたですけれども、サイクルマップの作成も、もちろん作成して、いろんなビワイチのコースもございますので、そのビワイチで琵琶湖を回られる方が野洲の中へもちょっと入っていただいて、そして野洲の魅力を発見していただくというような地図も作れたらなということは考えております。

自転車のレンタルのお話ですけれども、今、給所会（給与所得者の会）さんがレンタルを中心にやっておられます。私もそこで自転車をお借りしました。非常に安価で、簡単に借りられますので、本当にいいシステムがもう既にできております。私は自分をあれするわけではないですけれども、希望が丘からもう坂のところやら、いっぱい行きましたので、電動自転車は本当に助かりました。それ以外の自転車、平地のところを乗っていただくのには普通の自転車で十分対応できると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。三上山も忘れてはならないんですけども、

私も年に数回登らせていただいております。ただ、昨日も実はけが人が発生されまして、非常に、やっぱり雨の降った後とか、非常に石が多いです。上のほうに、頂上に近づけば近づくほど急勾配になっていまして、1時間、30分で行ける方もいらっしやいまして、もちろん個人差は多々ありますけども、私は非常に登山には向いているというか、格好のいい登山山というんですか、そういうのも、やっぱり活用して、また観光に、また市民の方が本当に気軽にというか、もちろん事故は起こしてはならないし、けがをさせてもならないし、そういうのをまたアピールできるように、また取り組めたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の2項目めの質問に移りたいと思います。

教育方針についてであります。先ほど、山本議員から紹介ありましたように、この教育方針の冒頭に、教育長は中学2年生の作文を紹介しておられました。コロナ禍で学んだことを抜粋して紹介しますと、この2年間、私たちは新型コロナウイルスの影響でやりたいことができない日々が続いています。今の私たちには自分たちで学校生活をどうしていくかを考えることができますと、全文は紹介できませんでしたが、まさにできないことを嘆くよりもできることを考えるようになったとの趣旨だと私自身は受け止めました。

そこで、令和4年度の具体的な施策について伺います。

1、いじめや差別を許さない仲間づくりを進めますとありますが、どのような取り組みがあるのかを詳細について伺います。併せて、現状と課題を伺います。

2、教職員の不祥事や体罰問題などを未然に防ぐ教職員研修の充実を図り、学校園の初期対応や組織対応の強化に努めますとあります。このことについても現状と課題を伺います。

3、スクールソーシャルワーカーとそれらを指導、統括するスーパーバイザーを配置とありますが、何人体制でどのような取り組みなのか伺います。

4、学校園の特色ある取り組みを支援する「元気な学校づくり事業」を進めるとあります。現状と課題を伺います。

5、GIGAスクール構想におけるICT機能の活用についての取り組みがありました。児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育についての取り組みについて伺います。

6、家庭や地域と連携し、子どもたちの基本的生活習慣の確立に向けた啓発を進めます。その一環として「愛の声かけ運動」などのあいさつ運動を推進しますとありますが、子どもたちの変化や成長に結びついているのか伺います。

7、各コミュニティセンターで、地域の人々が運営される「地域子ども教室」についてと地域学校協働活動を軸としながら、今ある組織の移行を進めていきますとありますが、詳細について伺います。

8、市民に学習機会を提供するため、出前講座の実施や生涯学習カレッジを開催とありますが、現状と課題を伺います。

9、読書活動推進計画について。小学校のクラスに配置する学級文庫用図書セットの巡回事業を継続し、中学校でも同事業を開始しますとありますが、現状と詳細について伺います。

以上9点でございます。よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、公明党を代表しての津村議員のご質問の第2問目、教育方針について、お答えいたします。

まず1点目のいじめや差別を許さない仲間づくりについて、まずは具体的な取り組みをご紹介します。

1つは、児童会や生徒会の活動で、人権啓発ポスターなどを作って、全校生徒の目に留まりやすい場所に掲示したりしています。また、仲間を大切にすることや違いを認め合うことなどをテーマとした作文や詩などを校内放送で紹介したりしています。さらに、12月の人権週間や市教委が設定しています毎月25日の野洲市人権の日に合わせて、道徳や学級活動の時間にクラスや学年で人権について話し合ったり、それから自分たちのクラスをどんなクラスにしたいのかなどを考える取り組みを行っています。

課題としましては、依然、学校で子どもたちの冷やかしやからかいなどがなくなっていないということがあげられます。また、仲間づくりの取り組みが学校内だけの活動にとどまっていて、学校を出た後、地域などの部分での課題というふうに考えています。近年、集団適応が難しい子どもが増えています。私は学級の子ども同士をつないで、しんどいことやうれしいことなどがお互いに話し合える、自分の思いや考えを自由に話せるようなふだんからの仲間づくりの活動がいじめや差別をなくすことにつながると考えておりますので、そういうことをさらに進めていけたらというふうに思っております。

次に、2点目の教職員の不祥事防止について、お答えをいたします。

令和2年度の文部科学省の調査によりますと、不祥事等により懲戒処分を受けた教職員は全国で約4,100人、うち体罰により処分を受けた教職員は400人近くに上ります。

また、本市では、7年前に教職員が飲酒運転事故を起こしました。さらに、3年前は体罰問題を起こして、いずれも懲戒処分をされた事案がありました。不祥事を一度でも起こすと、学校に対する子どもや保護者もちろんですが、地域の皆さんの信頼をなくしてしまいます。そこで、市内全校園では、教職員の不祥事や体罰問題等を未然に防ぐために、年度初め、特に入学式、入園式の前の1週間余りあるんですけども、そこら辺とか、夏季休業期間中に時間をしっかりと取って、定期的にこうした防止研修に努めているところでございます。また、県内で不祥事が発生したときには、県教委からの通知やあるいは新聞記事等に載って、分かりますので、そういう事例に基づいた研修を校園で行うように努めています。さらに、月1回の校長会、園長会、あるいは教頭会、主任会などで不祥事防止を、これは継続して喚起をしています。そうして、全市を挙げて不祥事を起こさない職場環境づくりとか、あるいはそういうなんになりかけたときの初期対応、組織対応などによる防止強化に努めているところでございます。今後も、報告、連絡、相談、いわゆるホウレンソウですが、こういうことによる情報共有の徹底を各校園でして、みんなが共通実践することで不祥事防止や体罰の防止に努めていきたいというふうに考えています。

次に、3点目のスクールソーシャルワーカーなどの配置について、お答えをいたします。

現在、県配置のスクールソーシャルワーカーは1名だけでございます。そこで、市費でさらに5名増やしています。福祉の専門家としてのスクールソーシャルワーカーが課題の重い子どもに関わって、学校、家庭、地域と関係機関をつなぎ、問題解決に向けて大きな支援をしています。また、スクールソーシャルワーカーに指導、助言を行うスーパーバイザーを本市では市費で1名配置しています。このスーパーバイザーは、必要に応じて難しいケースの再アセスメント、見取りというんですが、を行って、子どもにとってよりよい支援体制づくりをめざしています。

4点目の元気な学校づくり事業について、お答えをいたします。

この事業では、それぞれの校園が子どもの実態に合わせて、独自の教育活動ができるよう、教育委員会から少しばかりですが、補助金を出しています。各校園はその補助金を活用して、ふだん、子どもたちが授業や保育で体験できないような活動を行ったり、外部講師による指導を受けたりして取り組んでいます。例えば、ある学校では家庭学習の進め方の資料を作って、その印刷代として使っています。また、地域の伝統行事を学ぶ際の講師謝金などに使っている学校もございます。課題としましては、今日のコロナ禍で学校行事の縮小や変更に合わせて、感染対策との両立が難しいというところあげられます。

続いて、5点目の情報モラル教育について、お答えします。

これにつきましては、先ほどの山本議員のご質問でもお答えしましたとおり、文部科学省が示しております指導事例などを基に学習計画を立てて、子どもたちの発達段階に合わせて学習を進めています。小学校下学年、下学年というのは1年生から3年生までなんです、では主により関わり方や心を育てる学習を行っています。具体的には、子どもが自身の体験から自分や相手の思いを振り返り、ICT、いろんな機器がありますが、を使う場面でもその感じ方や思いが重なることに気づきながら、人とのより関わり方や決まりやマナーの大切さについて学んでいます。また、上学年、これは4年生から6年生ですが、ルールやマナー、情報の危険性、前向きな人間関係づくりなど、具体的な事柄について子ども同士で話し合いをして学んでいます。その上で望ましい判断や責任を持って伝え合うことの大切さを学習しています。

さらに、中学校では、新たにスマートフォンなどを持つ子どもが大きく増えてきます。ネットトラブルに巻き込まれやすい時期となると思います。そこで、社会科や技術科などで学んだ情報モラルの知識と、それから生活指導を関連づけて、具体的な事柄について意見を交わしながらSNSやチャットなどの危険性、あるいは人権課題に積極的に向き合えるように取り組みを進めています。また、最近では、携帯会社がこういうネットの危険性等について、子どもたちに直接講師を無料で派遣してくれる、そういう研修があります。そんなをいくつもの学校で取り入れて学習を行っている、こういうことも行っております。

次に、6点目のあいさつ運動について、お答えをいたします。

全市的には、議員お話の7月と11月の年2回、愛の声かけ運動として、朝、地域の多くの方に通学路に立っていただいております。大体1,000人ぐらい、市民の皆さんに立っていただいている状況です。この取り組みのポイントは、子どもたちが地域で地域の人とあいさつをすることを学ぶ、そういう場であるというふうに考えて、取り組んでいます。また、全市的には今の声かけ運動ですが、各校園では独自にPTAの役員さんとか、あるいは当番をつくって、立っていただくなどして、朝の見守りと併せたあいさつ運動も取り組んでいます。

課題といいますか、大半の子どもは家庭や学校ではあいさつは何ばでもするんですが、地域の人とあいさつするというのが非常に少ないです。そういう場面も、あんまり出会うという場面も少ないんですが、この運動を通じて、そういうあいさつの大切さを学んでいるというのが大きな特徴かなというふうに捉えています。

7 点目の地域子ども教室の移行について、お答えをいたします。

地域子ども教室は、各コミュニティセンターで工作教室や料理教室など、様々な教室を開催し、地域での子どもの育成と、それからもう一つは居場所づくりを目的として行っていると考えております。一方、地域学校協働活動というのは、これは全県的にはこういう言い方をしているんですが、本市では学校応援団事業というふうに呼んで、地域の人たちが学校に協力、支援するという取り組みでございます。現在は、それぞれ個別に地域の子どもの学びや成長を支えるために、子ども教室と応援団事業が別々に行っておりまして、相互に関わるということをやっているのが非常に少ないんです。そこで、この2つを結合して、令和5年度からすべての小中学校にコミュニティスクールの設置を計画しています。ここでは地域の皆さんと学校が対等の立場で、一緒になって地域の子どもの育てていくということをめざしています。

次に、8 点目の出前講座や生涯学習カレッジについて、お答えをいたします。

生涯学習出前講座は、地域の老人クラブやふれあいサロンなど、皆さんの求めに応じて、市職員などを講師として各地に派遣する事業でございます。消費生活セミナーや医療と健康、あるいは防災などの多様なテーマで、生涯学習のまちづくりの一環として、実施をしています。令和元年度は91件、令和2年度はコロナ禍のために大分減りましたが、29件の依頼があり、講師派遣を行っています。また、生涯学習カレッジのほうは、これは教育委員会が皆さんの要望から決めましたテーマで開催する、大体講演会というふうに捉えていただいたらというふうに思っています。これまで、地域の歴史や野洲の文化、健康づくりなどについて楽しく学べるよう広く市民の皆さんに学習機会を提供してまいりました。令和2年度は、読み聞かせ講座、あるいは永原御殿に関する講座など、計6回の講座を実施し、約200人の市民の参加を得ています。

しかし、こうした取り組みの一番の課題は参加者の固定化でございます。若者や男性の参加が少ないのが現状です。また、習得をしたことを、参加いただいているいろいろ学んでいただいた方が、それを活かす場、あるいはそういう機会、発表するような場が少ないことも課題となっています。今後は、多様な人が参加しやすい生涯学習の場を提供するとともに、学んでいただいた方がその成果を活かせるような環境づくり、場づくりを進めていきたいというふうに考えています。

最後に、9 点目の学級文庫用図書セットの巡回事業について、お答えをいたします。

これは、子どもたちの身近に本を置くことで、本に親しんでもらうことを目的とした事

業でございます。小学校では令和3年2月から事業を開始しました。もう1年になります。学年に合わせた物語や絵本、あるいはいろんな知識の本など、35冊をワンセットとして、箱に入れて、それを小学校の全部のクラスに配置して、2か月ごとにそのクラスの本を順番に回していくという、こういう仕組みでございます。それで、その次の段階として学校間の配本と、それから本の点検、これは図書館がすべて行っています。子どもたちは朝の読書の時間とか、あるいは休み時間、あるいは学習の合間にかなり積極的にこれを活用しています。好評ですので、この4月から中学校にも拡大する予定で、今、準備を進めているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。いろんな取り組みで伺いました。

何点か再質問させていただきます。

4点目の学校園の特色ある取り組みで、元気な学校づくり事業、何回か私も行かせていただいて、本当に特色のある各学校、小学校、中学校を勉強させていただきました。これは、コロナ禍で今、開催すること自体がちょっと難しいのではないかと思います。どういう状況なのか、また今年はどういう取り組みをされるのか、また一般市民の方にも来ていただけるようになるのかどうかというのを伺います。

2点目のあいさつ、愛の声かけ運動ですけれども、私もスクールガードも5年目をさせていただいていますけれども、なかなか今、マスクしているものですから、笑顔なのかどうかというのはなかなか分かりにくいんですけれども、当然、私たち、先ほど教育長が学校ではちゃんとあいさつしているよということで安心したんですけれども、やっぱり5年目になっているんですけど、ちょっとは安心してあいさつしてくれたらなというふうに思うんですけれども、なかなか、ちっちゃい、ぼそぼそと言う子もいるし、全く無視状態の子もいるし、なかなか大丈夫かなというふうに心配もするんですけれども、ただ、私はこのあいさつに関しては野洲北中学校で何度か職場体験に入る前の講師として話をさせていただいたことがあります。もう本当にみんな体育館で下を向いているんですね。

私、ファーストフードで前職は働いていましたので、こんにちは、いらっしやいませとか言っても、もう全然反応なくて、ちょっと大丈夫かなと私も思いながら。ただ、あいさつというのは本当に基本中の基本というか、親しき仲にも礼儀、礼儀の第一歩なので、ある私の尊敬する先輩の元校長先生が本当にこれはいいことやなと思って、すごいなと思っ

て、私も聞かせていただいたんですけども、全校生徒の名前を全部言えるんです。誕生日も知っている。毎朝、学校の校門に立って、誰々君おはよう、誰々君、何々さんおはようと名前を言って、あいさつする。当然、やっぱりうれしいですね、校長先生からそんなこと言われたら。

私も70人ぐらいのスタッフいましたけども、70人ですから、何とか名前と誕生日を覚えました。誕生日の日には、その日に、誕生日というのは365日の中の1日だけですよ。何回も誕生日が来るわけじゃありません。ですから、とてもその日は頑張ろうと思うわけですね、誕生日の日。今日はいい日でありたいなと思うわけですよ。そういうときに、やっぱりこちら側がそういう笑顔で接していく。こちらが笑顔じゃなかったら、当然相手も笑顔になりません。ですから、そういうあいさつというのが基本は、やっぱりもっともっと笑顔で、目で笑うというか、そういう態度を示せるように、また引き続き、学校じゃなくても、地域でもそういうあいさつ運動ができるようなそういう教育をしていただきたいというふうに思います。

3点目ですけども、8番目の生涯学習という、この市民に学習機会を提供するというところで、出前講座のことなんですけど、生涯学習の「学」がこれ、音楽の「楽」、楽しいという「楽習」になっているんですけども、これは音楽を交えた漢字ではないのかどうか、どういうことを言っているのかというのをちょっと教えていただけたらなというふうに思います。また、老人クラブやふれあいサロンというふうに教育長おっしゃいました。これは申し込みはどこにするのかというのを教えていただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員の3つの再質問にお答えしたいと思います。

まず1つ目の元気な学校づくりの事業についてですが、これは、例えば小学校5年生で田んぼの子授業というのがあります。田植えをして、あと稲刈りをするという、間は地域の方に結構面倒を見てもらうというのが多いんですけども、県内多くの小学校で取り組んでいるんですけども、これを育てた米を、餅米を育てて、それで餅つきをして、そういう場に関わっていただいた地域の方とか、それからあと、日頃お世話になっているスクールガードさんとか応援団の方に来ていただいて、それをまた一緒に食べるとか、こういうことをやったりしてきました。ところが、今はこのコロナ禍の中でそういうのがすべてちょっと無理ということになりまして、本当に苦労するというか、困っている状況でございま

す。一応、米を作るんですが、餅はどこかに委託して作っていただいたりして、子どもたちが少しだけ持ち帰って家で食べるとかいうふうなことになるったりとか、ちょっと非常にコロナで制限をされている実態があります。

それから、２点目のあいさつ運動についてですが、ちょうど１０年前の話で申し訳ないんですが、私が野洲小学校に赴任しまして、入学式が終わって、３日か４日後、地域の方から電話をいただきました。校長先生、野洲小ではあんまり見ず知らずの人にはあいさつするなと教えているんですかというお話があったんです。いや、そんなことはないですよ、あいさつは人と人との関わりの基本だからあいさつはしましよと一生懸命教えていますと。ただ、見ず知らずの方ですから、万が一、つかまれたりするところがあるので、手を伸ばして届かない距離、少し距離を空けてあいさつはしていこうというふうな形で教えていますという話をしたんですけども、了解はいただいたんですが、それが終わってから、そもそもあいさつは学校で教えるもんなんかなというのは疑問に思いました。学校の基本は学力をつけるということと、それから人間関係を学ぶという部分ではあいさつも１つ入るんですけども、学校だけにあいさつを求められても困るなと思ひまして、その日の夕方ですが、野洲小は学年４クラスから５クラスあったので、全部の先生にお願いするのもあれやなと思って、学年に１クラスずつの担任の先生に、朝起きて、子どもに１回、あしたの朝、聞いてくれへんか。朝起きて、お父さん、お母さんからおはようとあいさつをしてもらっている子は一体どれぐらいいるのかなというので、調べようというふうに思いました。おじいちゃん、おばあちゃん同居のうちは、おじいちゃん、おばあちゃんはそこに入れんといてというふうに言うたんですね。結構、お年寄りはそのようなんはきっちりしてはる方が多いですから。ですから、お父さん、お母さんから、おはようと声かけをしてもうてるかどうか、これを調べたんですね。

私はもう小学校の低学年は結構みんな言うてはるやろう。高学年になるにつれてだんだん少ないのではないかなというふうに思ったんですが、次の日、聞いてみると、学年による差はなかったんですね。７７、８％から８２、３％で、学年の凸凹はなかったんです。つまり、８割の親御さんは朝、起きたら、朝、子どもと出会ったら、おはようという呼びかけをしていただいていたんですね。ただ、思ったのは、あつ、２割はしてもうてないんやなというふうに気づきました。この２割の子どもたちは、人に出会って、おはようということを学んでないんやなというふうに思いました。

学校へ行ったら、学校で先生がおはようというのを言いますし、みんなあいさつしまし

よいと言いますので、学校向きの態度なのか、そんなんであいさつするんですけども。ですから、登校途中に、地域の皆さんと出会う、地域の皆さんに人と会うたらあいさつをするんやでということをお教えいただく場面として、あいさつ運動というのは重要なというふうに思っています。

そういう意味で、学校だけで育てるのではなしに、地域の皆さんと子どもたちを育てていくということが大事かなというふうに考えております。そんな話を他の先生らにしましたら、よその小学校で、どこやったかちょっと忘れちゃったけども、されたときは9割あいさつがあったということで、ちょっと学校による差は、校区による差はあるんですけども、1割から2割の子が人と会うてもあいさつするということをあまり教えてもうてないんやなというのがありました。そういう意味で、こういう部分は大事かなというふうに思っています。

それから3つ目ですが、生涯学習に関わってですが、「楽しい」という言葉がありますが、これは音楽ではなしに、楽しく学んでいただくということを狙いに、あえてその文字をつけましたので、そういう点はご理解願えたらと思います。また、申し込みは生涯学習スポーツ課に随時やっていただいたらというふうに思っています。

それから、令和4年の元気な学校づくりの取り組みでございしますが、これからは元気な学校づくり、それぞれの学校で行っていることをできる限り地域の皆さんが、あっ、こんな取り組みやったら、地域にこんな人もいてるし、こんなふうにしたらどうやというようなことをどんどん学校に言っていただいて、そういう意味でコミュニティスクールというんですか、地域の皆さんにもその教育に参画をしていただく、招待して来ていただくという、お客さんで来ていただくんじゃなくて、意欲的に教育活動に関わっていただくということをめざしています。でないと、学校教育課題がいっぱいありますので、もう学校だけでできるということには限界があるのかなというふうに思っていますので、そういうふうに考えています。そういう意味で、市民の皆さんのいろんな形での参加をコミュニティスクールから、あるいは、来年は取りあえず準備段階ですので、そこからも市民の皆さんに呼びかけていけたらというふうに考えています。

以上、長くなって、申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午後0時01分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

津村議員。

○6番（津村俊二君） それでは、教育方針について再々質問、1点だけ。教育長のお考えを、通告はしていませんけども、例えば児童生徒さんから何のための勉強か、哲学というか、そんな堅苦しいもんじゃないんですけど、何のための教育、例えば私どもでいえば、何のために議員をしているのか。そういう何のためということが、やっぱりはっきりしていないといけないと思うんです。私は働くということで中学生にお話ししたことがあるんですけども、働くというのは何のために働くかといったら、端の人を楽にしてあげるという、諸説ありますけども、そういうふうには言いました。じゃ、端の人を楽にしてあげる、もちろん、私たちの立場もそうですね。市民の方々を楽にしてあげる。幸せにしてあげる。これは、やっぱり本当に大事なことであって、当然、そういう取り組みをしていかなければなりません。例えば、じゃ、教育長に、生徒さんがあえて面と向かっては質問することはないと思うんですけど、何のために勉強するのと、そういうふうに問われたら、どのようなお答えをされますか。お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 非常に難しい質問ですけども、子どもたちは毎日勉強していますが、やっぱり具体的に子どもに聞かれたら、これから世の中を生きていくための物事をいろいろ考える力をつけるために勉強するんやでというふうなことを伝えられたらなと思うんですけども、非常に一般的で申し訳ないんですけども、そうやって、自分たちの身近なお父さん、お母さんとともに、世の中をちょっとでもよくできることを考えていく、そのためには勉強というのは大事な事なんやでというような形で伝えられたらなというふうに思っています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 本当にこれは自分の年齢においてもそうですけども、その時々でまた答えも変わると思うんですけども、生きていくためですね。生きていく、生き抜く力とおっしゃいました。この生きていく、じゃ、何のために生きるかということをもっと突っ込むと、私は一言で言えば、この人生を楽しむためだと思うんですよ、結論から言えば。いつ亡くなる命か分かりません、誰しも。やっぱり、人生を楽しむ、この野洲市が笑顔あふれるまちづくりをめざしている、そこにも通じると思うんですわ。泣いて、笑うのも一

緒ですね。それを、やっぱり楽しむために勉強があり、この仕事がありというふうに思います。ですから、またそういう何のためという、哲学とまでは言わないけども、そのことを、やっぱり自問自答しながら、そういう学校生活を送れるそういう生徒さん、または児童さんを育てていけたらなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の３項目めの質問に移りたいと思います。

マイナンバーカードと子育てについてであります。

国においてもマイナンバーカードと健康保険証のひもづけがスタートし、今年はこの機能を活用して、救急車の搬送時に患者の氏名の他、手術や薬の服用歴などを確認する実証実験が予定されております。一日も早く全国展開し、一人でも多くの命が救われることを期待できると思います。将来的には医療情報だけでなく、介護や障がい福祉の情報などと連携し、同カードのメリットを国民が実感できるようにすべきだ。そのためには、医療機関、薬局に対してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするシステムの導入を促進し、どの窓口でも使えるようにすることが必須条件だと考えるとありますが、本市においての取り組みについての見解を伺います。

２点目、公明党は子どもの幸せや子育ての安心が確保される社会こそ国民すべてに優しい社会であるとの考え方に立ち、子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援するチャイルドファースト社会の構築をめざして取り組んできました。２００６年には、党として少子社会トータルプランを策定し、妊娠、出産への支援や教育費の負担軽減、働き方改革など、同プランに基づく政策を着実に具体化してきました。近年では、２０１９年１０月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。翌２０年には党として幼児教育・保育の無償化に関する実態調査を実施したところ、今後、取り組んでほしい政策として、保育の質の向上が過半数に達しました。政府は今、国会にこども家庭庁関連法案を提出する予定だが、幼稚園や保育所など、施設類型を問わず、質の高い教育、保育を受けることができるよう取り組みを強化すべきである。このことについて、本市の取り組みについての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 公明党を代表して、３つ目のマイナンバーカードと子育てについてのご質問にお答えいたします。

まず１点目のマイナンバーカードの本市においての取り組みについて、お答えをいたします。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民生活の利便性の向上、公平、公正な社会の実現のための社会基盤として進められているものであります。本市のマイナンバーの活用例としては、各種証明書関係では、納税証明書交付請求などの税関係、住民票の交付請求などの住民票関係の手続が可能です。また、保険、福祉分野では、福祉医療費受給券、助成券の再交付手続などを行っております。これらのように、マイナンバー制度は市民の利便性等の確保や向上の観点から有効な手段の1つと考えております。

次に、2点目の教育、保育の質の向上についての本市の取り組みについて、お答えいたします。

当市では、野洲市乳幼児保育計画に基づき、幼稚園と保育園のカリキュラムを既に統一しており、幼保で同じ保育内容が保障できております。市では保育の質の担保と向上を図るため、国や県などが主催する研修への参加や職場でのOJTに加え、平成30年度から保育アドバイザーを市独自の事業として配置し、職員への指導事業を行っております。具体的には2年目の職員に対する個別の訪問指導や、若年層、主任、園長など階層に応じた研修を行い、教諭、保育士の資質の向上を図るとともに、管理職や指導職の指導力の向上も図ることにより、保育の質の向上を図っています。また、今年度から市内の民間園の職員にも当該研修への参加をいただいております。公立、民間園を含めた保育の質の向上をめざしています。さらに、来年度から、幼稚園、保育園でICTを活用した業務効率化事業も順次予定しており、保育者が業務の効率化で生まれた時間を園児と向き合う時間や自身の資質向上のための時間として活用することで、さらに保育の質が向上していくものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） マイナンバーカードは、国ではもう40%ぐらい、マイナンバーカード取得率が達成したというふうに流れていますけども、また直近でもし分かれば、野洲市としてマイナンバーカードの取得率はどうなっているのかと、あと今月の広報にマイナポイントの第2弾がスタートしていますということで、この指定した決済サービスの上限2万円相当の買い物、またはチャージによりマイナポイントが付与されるということで、またマイナポイント2万円相当の付与がスタートしている。私自身も昨年、このポイントを取得というか、確か2万円で5,000ポイント。今年はマイナンバーカードを持っている人がどれだけのポイントが付与されるのか、また持っていない人はどれだけのポイン

トが付与されるか、少しこの辺のところをちょっと教えていただけたらと思います。

あともう一点、すみません、子育てですけども、ある経済学者が言われておりました。第1子がお生まれになったときに1,000万円をあげる、第2子は2,000万円とか、それぐらい、やっぱり子どもに対して、赤ちゃんに対して、子どもが誕生したことに対して、そういう取り組みがもちろんされている自治体、そういう金額は別として、例えばウン10万とか、そういう市町もあるようでございます。私たちも市として本当に未来の本当に宝である子どもたちを育てるのに、まずこの保育士が足りているのかどうか、今現在ですね。保育の質を上げることが、先ほど市長から答弁ありましたけども、本当にこのことに、また今後、今、足りていて、今後こういう取り組みをするというのも、もうひとつというか、もう少しまた具体的に説明を伺いたいと思います。

すみません。以上、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、津村議員の再質問のポイントのほうについて、私のほうからお答えをしたいと思います。

議員おっしゃいますように、3月号の広報でマイナポイント第2弾がスタートをしていますというところで、第1週目、たくさんの市民の方が申請に来られました。広報を読んでいたいているのかなと思っております。ご質問の既に持っている方と新規の方との違いというところなんですけれども、既に持っている方も、結果から言いますと、同じ5,000ポイントでございます。既に持っておられる方については、21年、昨年12月末までに第1弾というところで2万円のチャージで5,000円分までのポイントということでしたけれども、第1弾の対象の方であっても、22年4月1日以降も引き続き5,000円相当のポイントということで、結局、同じポイントが付与されるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員の再質問のマイナンバーカードの交付率について、ご質問にお答えさせていただきます。

2月末現在で野洲市のマイナンバーの交付率は48.88%でございます。滋賀県下19市町のうち、上から5番目の数字でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員のご質問にお答えさせていただきます。

保育士が足りているのかということで申しますと、端的に申しまして、足りておりません。それで、そのために市のほうでは、三方よし人材バンク事業ということで、様々な機会を捉えて、保育士の募集を行っているところです。最近、コロナ禍ですので、なかなか商業施設へ行つての臨時相談会とかいうのも、だんだん、徐々には再開しておりますけれども、そういった取り組みとか、あとは保育科のある大学とか短期大学へ訪問しての活動とか、そういったことで保育士の確保に努めているところでございます。

保育の質を上げるということに関しましては、市長の答弁にもありましたように、1年目の職員には県が主催する研修、年間を通じての研修がございますけれども、それ以降、特に市では、園長経験者の3名の保育アドバイザーを雇用しまして、1年目の研修が終わって、2年目の職員に集中的に年間10回ほど訪問指導を行っております。また、園で、やっぱり保育士の指導、監督に当たる園長とか主任の力量というのも非常に保育の質に関わりますので、そういった階層別の研修も行っているところで、保育の質を上げるように努力をしているというところでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。様々な情報、また取り組みを説明いただきまして、野洲の未来、本当に輝けるそういう時代を切り開く今年度にしていきたいと、私自身も全力で取り組んでまいりたいと思います。今年は、また正念場という、そういう意味も踏まえまして、また皆さんとともに、野洲市の発展をめざして、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、次に一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 日本共産党の小菅康子でございます。

それでは、ただいまから大きく3点について、一般質問を行います。

まず1点目に、野洲市民病院について質問いたします。

市長自身が提案された駅前Bブロックの建設方針に対して、市議会の1会派からの新病院は他の場所での要望に「熟考する」として、市民病院建設を事実上凍結されました。これに対して、今、多くの市民、市議会、さらに医師会、市職員の皆さんからも、これまでの検討は一体何だったんだ、これではもう病院ができなくなるのではないかと不安や強い批判、疑問や意見が出ています。

今、市民の皆さんから早期建設を求める切実な声が寄せられています。ある方は、「地元の開業医に白内障の手術のため、滋賀県立総合病院を紹介してもらった。担当の先生からは『通院には車で来ないでください』と言われ、タクシーで通院せざるを得なくなりました。治療費は800円ほどでしたが、タクシー代が往復4,000円かかりました」。また、同じく、野洲病院に通院しておられる方は、「野洲病院には循環バスを利用しています、もし野洲病院がなくなることがあれば、とてもよその町の病院へ行くのは年金生活では大変です」とのことです。つまり、現在、市内から循環バスを利用して野洲病院への通院が可能ですが、万が一、病院がなくなれば、他の町へタクシーなどを利用しないと簡単には通院できません。

一方、これは以前、野洲駅前では病院の早期建設を訴えていたのですが、障がいのある子どもさんを持つ40歳ぐらいのお母さんが、「娘が野洲病院でお世話になり、通院しています。私も仕事をしていますから、駅に近い野洲病院は通勤との関係でも本当に助かっています」と切実な声をお聞きしました。さらに、これは市立病院になる前の話ですが、認知症のお母さんを介護されている方から、「持病の通院で野洲病院にお世話になっています。以前、深夜に母の様態が急変し、野洲病院の夜間外来をお願いしました。そのとき、当直の先生が専門でなかったため、深夜にもかかわらず、専門医を呼出していただき、診察、入院の対応をしていただきました」とのことです。

このように、現野洲病院は、野洲市の地域医療に大きく貢献し、なくてはならない病院です。早期建設は市民の願いです。市長は市民のこのような声をどのように受け止められるのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の1点目、市民の早期建設願いの受け止めについてのご質問にお答え申し上げます。

現市立野洲病院は、病棟、手術室等がある東館は昭和55年に建築され、I s 値で0.6を下回る階がある他、病床面積も医療法施行規則上、既存不適格の状態であり、市民の皆さんが安心して医療を受けられる新しい施設の整備は急務と考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今、市長は急務であるというふうにお答えいただきましたが、それでは、この熟考されるということはどういうふうに私たちは捉えたらいいんでしょうか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 急務であることには変わりはありませんし、早期に整備をするということも今までと変わりございません。ただ、熟考というのは、将来の野洲市、30年、50年、先々のことを考えた上、それも考えた上での熟考でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 問2に行きます。

なぜ野洲市で市民からこのような声が出るのか、これはまさに医療法人時代の野洲病院から現在の市立野洲病院に至るまで、市民に寄り添い、地元開業医との連携を含め、地域医療と市民の命と健康を守るためにその役割を果たしてきてくださったからであります。とりわけ、献身的に市民に寄り添う医師と看護師、職員への信頼と期待だと思います。これは総合病院の野洲病院だからこそ果たせるものであります。改めて、市長に野洲病院が果たしている役割、市民の皆さんのこの声について、どのように認識しておられるのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の病院が果たしてきた役割についてのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、令和元年7月、市立野洲病院として開院する前から、当院は市内の地域医療を支えている医療機関であると認識いたしております。また、補助金等の交付により財政面で支援することで、市民に対する医療サービスを一定確保してきました。

今般のコロナ禍においては、発熱外来の設置やコロナ患者の受け入れに加え、コロナワクチンの接種も担うなど、市民の命や健康を守る大切な役割を果たしており、市にとって必要不可欠な施設であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 去る2月19日に開催されました守山野洲医師会と市議会との出前懇談会で、医師の皆さんから、市民病院の役割と必要性について、医療の専門的見地から細々述べられました。

「野洲市から病院がなくなることはあってはならない。駅前以外と言うが、今から何年かかるのか。現在の病院は3年ともたない。大きな地震が来たら何人亡くなるのか。我々は人が亡くなることは医師として耐え難い」、「現在、厚労省は病床削減を進めている湖南圏域では200床の削減であり、これはちょうど野洲病院の病床数。一度、病院を潰したら、もう建てられなくなる」、「コロナ禍で市民病院は大きな実績を果たしている」、また、「慢性期の病院は湖南地域では少ないので、病院と家庭を結ぶ病院は必要」などの貴重なご意見が出されました。

このように地域医療と病院の役割を語られた医師の皆さんのご意見は、まさにそのとおりであります。懇談会で、ある先生から、「議員の役割は地域の医療をどう行っていくのかを考えるのが役割だ」と言われました。私はこのご意見に感銘を受けましたが、これは市長にも当てはまる問いかけだと思います。市長はこの医師会の皆さんのご意見、ご指摘に対して、どのような認識なのかをお聞きします。市長の熟考というのは、病院建設を後景に追いやるところか、建設そのものが極めて困難になるだけです。創政会の郊外で建設の申し入れに簡単に受け入れるがごとくの熟考ですが、現実性のない主張でなく、市長に求められるのは熟考を解き、早期建設の立場に立つことであります。市長の明確な答弁を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の医師会の意見、指摘に対する認識についてのご質問にお答えいたします。

私は1月14日、臨時の全員協議会において病院整備を熟考するよう表明いたしました。決して病院が必要でないとは申ししておりません。今年度、これまで駅前Bブロックにおける病院整備に係る基本構想、基本計画の策定作業を進めてまいりましたが、駐車場な

どの課題があることなどから、果たしてこのままBブロックで整備を進めてよいのかを考えた結果、将来30年、50年先の野洲市のことを思い、熟考を表明したところでございます。市議会と守山医師会との懇談会は、新聞報道以外の内容は存じ上げておりませんが、共通認識といたしまして、地域医療を確保し、市民の皆様が安心して暮らしていくには病院整備が必要と考えていますので、最善の判断を行うため、熟考する時間を少しいただいているところであり、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 医師会の先生のお話の中に、もちろん30年、40年先のことを考えることも大事ではあるが、今、この野洲病院の現状を見たときに、本当に今は熟考ということでもいいのかということと言われましたが、その点についてはどう考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 医師会の先生方、30年、50年先のことを見据えるのも大事だけれども、今の野洲病院をとということを申されるのも、それも、片やそれも正しい、いいと思うんですけども、やはり私どもは市長であり、また政治家でもございますので、野洲市の先々のことも踏まえた上で物事を進めていかななくてはならない立場というふうに認識しておりますので、その辺は今は熟考させていただいて、本当に野洲市のため、将来のためにもなるものを整備していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 改めてお聞きします。今議会では議案質疑や代表質問で皆さんが質問されましたが、私は市民病院建設の進め方はどうあるべきかの方向性は明らかになってきたと思います。現在、野洲病院の利用は通院、入院合わせて年間延べで約10万人の方が利用されています。多くの市民の皆さんは、野洲市に安心して利用できる病院は必要、早く建設してほしいとのことだと思います。また、医師会の皆さんからも、野洲市の地域医療を守る立場からも市民の命と健康を守る責任と使命からも野洲市に病院は必要であり、しかも早期建設が必要であるということです。

さらに、熟考中を繰り返される市長とは裏腹に、これを議論した市議会や市の部長会議や職員の皆さんからも、現地の建て替えは不可能、今さら郊外となれば、もう病院は造らないに等しいのではないかと、今から郊外となれば、3年から5年どころか、7年から10

年かかり、現在の野洲病院はもたないとの声が多数であります。これは客観的、現実的な正当な分析であります。

これらの意見は、結論として、新病院の建設は駅前での早期建設に集約されていると思います。にもかかわらず、根拠ある、納得できる方向を示さず、熟考中として建設を凍結されていることはあまりにも無責任だと思います。多くの市民、医師会の皆さん、市議会の最大集約が駅前での早期建設であるとすれば、市長はその立場に立つべきであります。再度、明確な答弁をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど来、申し上げさせていただいておりますが、病院は必要だということは私も考えておりますので、それは早く進めるようにいたします。ただ、もう時間がないと言われますが、この問題が出て、もう10年が経っております。この10年間の間に整備できていなかったということも問題の1つではないかなというふうに、私は逆に思います。だから、ここ、先ほども申し上げましたけども、30年、50年先々の将来のことも踏まえた上で、今、そないに時間はかかっていないと思いますので、早急に熟考をした上で方向性を示させていただきたいというふうに思います。

以上、回答といたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） いろいろお答えいただきましたが、新病院の建設はもう待ったなしの時期であります。市長は市民の皆さんの思いをしっかりと受け止めていただき、熟考を解き、早期建設の立場に立たれることを求めて、次の質問に移ります。

2点目に、学校給食センター調理部門の民間委託を検討することについて質問します。

現在、市は行財政改革推進プランを策定し、令和4年度から順次、取り組んでいくとしています。これによりますと、公共サービスのあり方を検討し、民間において市直営と同様の事業効果をもたらすものについて積極的に民間活力の活用を図るとされており、今後、学校給食の調理業務の民間委託について検討し、令和7年度をめどに新しい運営方式に移行するとあります。

そもそも学校給食は教育の一環であり、食の安全や食育の観点からも大きな役割を担っています。その中で大事なことは、毎日、安全、安心の給食を子どもたちに届けるためには、確かな経験と技術を持つ職員と安定した労働環境が不可欠です。さらに、現場の栄養士と調理部門の職員が互いに連携し、一丸となつてこそ、安全でおいしい給食を提供し、

食育を進めることができると考えます。私はこのためには、直営方式であってこそ進めることができます。今回の調理業務の民間委託を検討することについては、慎重に考えるべきであり、質問をいたします。

学校給食は教育の一環ですが、この部分を一部といえども民間委託することが適切なかどうか、認識を市長にお聞きします。また、この給食センターの一部業務委託は、市長が進める行財政改革プランの一環として行おうとしています、このようなところまで行財政改革で経費削減を行うことがいいことなのかどうか、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 給食センターの一部民間委託についての1問目、民間委託することは適切なのかというご質問にお答えいたします。

本市は学校給食運営において、いわゆる直営方式により学校給食の提供を続けてきましたが、行財政改革の見地からの経費削減はもとより、従事者、特に調理師の採用難や高齢化が課題となってまいりました。県内の状況を見ると、大半の市町が調理業務等の民間委託を導入している状況を踏まえ、このたびの行財政改革推進プラン策定を契機に、安心、安全な学校給食の持続可能なあり方として、学校給食センターの一部業務の民間委託を検討したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 行政コストの削減を優先させるのではなくて、給食は将来を担う子どもたちの命を育むという視点で考えるべきではないかと思います。実施は令和7年度からとなっていますが、このような大事なことを、まずは保護者の意見を聞くべきであると思いますが、その点はどのように進めようとされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 行財政、要するに財政のコストですね。コストを優先して取り入れるということでございますけども、コストだけではございません。先ほども申しましたが、調理師の不足、募集してもなかなか来ていただけないという、人材が不足しているという点も大きな1つの理由でございます。また、施行に関しまして、保護者のご意見等々というお話でございますが、行財政改革推進プランの市民説明会というものを考えておりますので、その中で保護者の方々からもご意見をいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2問目に行きます。

仮に調理部門を民間委託した場合、給食の安全性はどのように担保されるのか、また現在の職員の雇用はどのように保障するのかについて質問します。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の安全の担保と職員の雇用についての問いについて、お答えいたします。

本市としましては、今後も学校給食法に基づき、安心、安全な学校給食を提供してまいります。このため、学校給食運営のすべてを民間事業者に委ねるような民営化ではなく、市の責任と主体性のもとで業務の効率化を図ろうとするものでございます。食材の購入や学校給食実施基準による献立の作成はこれまでどおり市が行い、食育に努めるとともに、安全を担保いたします。調理業務等の民間委託を進めるに当たって、現在の正規職員、特に調理師については、本人の意向を尊重し、全庁的な調整を図りながら雇用を確保するようにいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

学校給食における安全衛生管理の責任は誰が持つのですか。また、あってはいけませんが、万が一、給食に起因する事故が起きたときの責任は誰が持つのですか。そして、もしも事故が起きたときの民間業者との間で責任の所在が曖昧になることはありませんか。お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 食の安心、安全につきましても、また万が一、何か事故があった場合の責任の所在ということでございますが、設置者は市でございますので、市が責任を持って行うということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今申しましたその民間業者との間で責任の所在が曖昧になるということはないのですか。全くありませんか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） その民間と市との間の契約というものがございますし、その中の問題と、責任の所在はどこにあるかと、最終的には責任所在は市にございますので、今までと何ら変わりはありません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1 番（小菅康子君） 再々質問します。

去る2月3日の文教福祉常任委員会の所管事務調査での質疑の中で、もし委託にするのであれば、正規職員の退職が複数出てくる、令和7年度のタイミングでと考えているということでしたが、すべての職員さんがそうではありません。このような方々の雇用についてはどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたけども、本人の意向を尊重して、全庁的な調整を図って雇用を確保いたしますので、ご安心いただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1 番（小菅康子君） すみません、何度も。再々質問です。

会計年度職員さんについても、そのようなことだと思っていいますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問の会計年度職員さんにつきましては、いわゆる有期限雇用になっておりますので、一定、その有期限のその部分を考慮しながら、検討するような形になってこようと、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1 番（小菅康子君） 子どもたちに安心、安全な給食を一生懸命作ってくださっている職員さんです。慎重に考えていただきますようお願いいたします。

問3に行きます。

今回、調理部門について民間委託を検討することですが、市職員である栄養士が委託会社で雇用された調理員に、現場で直接、業務の指示をすることは偽装請負になり、違法行為になります。この点についての見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の偽装請負についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市職員が受託事業者で雇用された従業員に直接指揮命令することは偽装請負となります。これは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、いわゆる労働者派遣法の抵触に当たります。したがって、委託業務に関する指示は受託事業者の責任者を通じて行うことにより法には抵触しないこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

そういうシステムであることは承知をしていますが、本来、栄養士と調理員との緻密な連携、一体感なくして調理業務は円滑にできないのではないのでしょうか。その点では偽装請負を避けようとするほど、これまでのような栄養士と調理員の一体感が弱まるということはありませんか。給食の調理は時間との勝負、また安全性が大事です。その意味では栄養士と調理員は互いに連携を取って、一体となって業務に当たることが必要だと思いますが、これが民間委託で可能なかどうか、再度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 特に問題はないと思います。契約等々をして、業務遂行の中でルール化をしてやっていけば、特に問題はなくやっていけるものというふうに解釈しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再々質問です。

学校給食の調理業務は、日々、条件などが変わって、その都度、業務責任者への指示や打ち合わせが必要となり、事前に出される指示書や事前打ち合わせだけでは対応できないことも起こり、その都度、栄養士さんは指示書等文書の作成に時間を取られ、業務が煩雑化し、本来の大事な仕事である食育に費やす時間が減ってしまったという事例があります。今でも栄養教諭や栄養士さんの業務は大変だと聞いておりますが、負担がより増すことにはならないか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いろいろ想定するといろんな問題が起こるかも知れませんが、もう既に11市町がこういう形で民間委託、一部民間委託をされておられる事例もございますので、十分いろんな調査をした上で進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 問4に行きます。

今回、調理部門の民間委託でコストの削減策はどれくらいを見込んでおられるのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目のコスト削減額について、お答え申し上げます。

調理業務等の民間委託に伴う経費削減の効果額は、現時点で年間最大約3,800万円と試算しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 次に、私は問題、課題が多いと思いますが、民間委託のメリットはあるのですか。あるとしたら、そのメリットは何ですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 次に、5点目、民間委託のメリットについて、お答えいたします。

直営方式に比べて調理業務のスタッフを安定的に確保することができます。また、衛生管理についても、豊富な民間の新しい知識や経験をより早く取り入れることができるものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 問6に行きます。

民間委託によるコスト削減やメリットについて答弁されましたが、民間委託の最大の目的はコスト削減で、結局は人件費削減の問題だと思います。しかし、民間では非正規雇用の活用などによって賃金基準が低く抑えられて、公と民間では労働条件、身分保障、処遇の格差などがあって、結局は弱いところにしわ寄せが来ます。これは不安定雇用につながり、調理員の入れ替わりが横行し、ひいては現場の安全性や一体感が希薄になることが予想されます。

学校給食調理業務においても、おいしく、安全な給食を提供するためには、調理員の固有の技や熟練が求められると思います。この技や熟練は経験の中で蓄積されるもので、この技や熟練により、学校給食の安全、安心が守られてきたと思います。そのために給食の専門職として雇用し、保障することが必要であると思います。コスト面のみでは測れないメリットがたくさんあると思いますが、市長の見解を再度、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の民間委託は慎重に考えていただきたいというご質問にお答えいたします。

正職員の継続雇用への配慮など、さらなる検討を要する事項があることは認識しております。本市としては、学校給食法の趣旨を遵守し、一部業務に限り委託化することで、安心、安全な学校給食を持続可能とする方向で進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 質問は以上とさせていただきます。

私が以前働いていた病院の栄養科ですが、全員、病院職員として直接雇用され、栄養士、調理師、調理補助職員が患者の皆さんによりよい食事を提供するために、時には調理師さんが栄養士さんに献立や材料について提案することもあり、お互いに切磋琢磨しながら仕事に取り組んでいました。学校給食と病院給食では違う部分もありますが、いい給食を提供したいという思いは同じかと思います。私は、一般論として行財政改革を否定するものではありませんが、慎重に考えることがあると思います。とりわけ、教育の現場で、しかも食育と安全性からも行政が責任を持たなくてはならないのが学校給食です。将来を担う子どもたちの命を育むという大事な仕事です。1月の全員協議会で、教育長が教育予算が削られる中、学校教育支援員さんたちの確保のために苦渋の選択だとおっしゃいましたが、行財政改革を進める市長の責任であります。教育をコスト削減の対象にすべきではないと思います。いま一度、慎重に考えていただくように要望いたしまして、次の質問に移ります。

最後に、野洲市行財政改革推進プランで計画されています市民サービスセンターの廃止、本庁への統合について、質問します。

令和4年度から行われる行財政改革推進プランは、令和5年度から市民サービスセンターの本庁への統合が計画されています。2町の合併後、旧中主地域では、市民サービスセ

ンターにおきまして、戸籍や住民票などの市民課関係や市民生活相談、市民活動の支援や啓発、税務関係や耕作証明書などの農業関係、各種申請書の受付など、市民生活に欠かせない機能を持ち、その役割を果たしてくださっています。これまでの合併の経過及び市民サービスセンターの果たしてきた役割から見れば、廃止は市民サービスの大きな後退です。存続すべきと考えますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市民サービスセンターの廃止計画について、市民サービスセンターは存続すべきと考えるがというご質問にお答えいたします。

市民サービスセンターについては、平成16年の合併時に当分の間の措置として市民窓口を設置したことに始まり、平成22年の庁舎統合時に現在の名称となりました。戸籍等の届出や軽自動車の異動の他、各種福祉の手続やごみ袋の販売等、多様な事務を取り扱ってまいりましたが、年々件数が減少傾向にあったことから平成29年度に業務の見直しを行い、多くの事務の取扱いを終了したところであります。また、現在発行している住民票等の証明書についても、コンビニ交付が開始されたことに加え、スマートフォンなどでオンライン申請が可能な手続も拡大していることから、庁舎に来ていただくことなく、多くの行政手続を行うことが可能となっております。こうした状況を踏まえ、重複した機能を集約する必要があることから、市民サービスセンターについては本庁へ統合する計画としたものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問をします。

今、市民サービスセンターでの戸籍などの受付が減少してきたというお答えでしたが、例えば令和2年度の決算資料では住民票などの発行が5,276件、また税務関係が1,533件、農業関係は122件、その他各種申請書の受付が733件あります。また、生活相談は90件の相談が報告されています。このように、一部、コンビニ利用があるにしろ、またこれからオンライン申請があるにしろ、全体として、やはり多くの市民利用があります。身近なところに市の機能があることは市民にとって大変重要です。このようにこのコンビニ利用の拡大などが廃止の理由には当たらないと思いますが、再度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 令和2年度の実績を今申されましたですけども、令和2年度の開

庁日が243日ございました。1日当たり約42件、1時間当たり約5件という件数でございました。件数だけで統合という問題ではないと思うんですけども、もう既に今までから平成22年の庁舎統合時に遡っても、統合していくという方向でなっておりますので、その方向性で進めさせていただいております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問をします。

それだけでなく、今日、高齢化で交通手段を持たない高齢者にとっては、民間バスも減らされ、本庁まで出向くことは大変なことです。市民サービスセンターの果たす役割は大変大きいものがあります。合併以降、旧中主地域の住民にとっては、保健センターなど身近にあった大事な機能が野洲に移り、不便になりました。その上、市民サービスセンターが廃止されると、ますます不便を強いられることになります。先ほど、生活相談が90件と言いましたが、相談したい窓口が近くにあることは、市民にとって、特に交通手段を持たない方々にとっては、まずは行政窓口に行きやすいことが市民に寄り添った行政ではないでしょうか。野洲市の均衡ある公共施設の配置、市民サービスの提供の観点にも反するものです。再度、存続を求めたいと思いますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 度々申し上げておりますが、危機的な財政状況を踏まえ、現状を踏まえ、重複した機能は1つに集約化していくということも大事なことであり、ということもあります。その辺は市民の皆様にもご理解いただきますようお願いいたします。以前と違いまして、昨今はコンビニ交付等々が開始もされておりますので、そのようなものをご利用いただけたらありがたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 質問は以上で終わります。

行財政改革推進プランでコスト削減を優先することで市民に寄り添った行政からはかけ離れていくことが、私はとても残念です。市民サービスセンターの存続を要望いたします。質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第14番、山崎敦志議員。

○14番（山崎敦志君） 第14番、新誠会、山崎敦志です。

今回、一般質問は3項目質問させていただきます。

まず最初に、昨年１０月より市内の資源を活かした返礼品を贈呈する取り組みが進められ、１２月からはＰ＆Ｇ、ＳＫ－Ⅱが返礼品に加えられ、２月時点で寄附金申し込み額が５億３，０００万円超えに達したと報告を聞きました。

そこでお尋ねします。もろもろ聞きたいことがあるんですけど、今、野洲市が国県要望に社会インフラ整備で、通勤通学時に野洲駅周辺道路は飽和状態が課題とされているが、寄附金を独自財源として駅前周辺道路整備を計画されているかをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、山崎議員のふるさと納税について、１点目でございますが、寄附金を独自財源として駅前周辺道路整備を計画されているかの問いにお答えしたいと思います。

まちづくり寄附金を財源といたしました駅前周辺の道路整備計画は、現在のところございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○１４番（山崎敦志君） 予算を見てもそうだと思いますけれど、市長にお伺いします。先般の代表質問の中で、今、市長が克服しなければならない問題として、４つあげられました。道路整備、財政基盤整備、人口減少対策、観光事業、４つあげられました。この中でもふるさと納税、寄附をしていただいた中で、市長が必要と認める事業へというので、多額の寄附金が入っております。市長が言われた道路整備については、国、県への要望事項の中にはしっかりと計画された国８、湖南幹線、また久野部の交差点改修、そういうようなものはすべて順調にいっています。私が思うのに、そういう大きな道が整備できているのに、市道の整備、接続整備というのはこれから市街化の拡大、人口拡大対策、観光事業の推進にも大きな道に接続する市道の整備が必要だと思うんですけど、今、赤坂部長は４年度は計画ないということなんですけど、今後、市長として、市道の取り組みについてどのように計画されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後２時０４分 休憩）

（午後２時０６分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 突然のご指名に、予定しておりませんでしたので、申し訳ございません。確かに市長が認めるという、市長が必要と認める事業で9,500万円上がっておりますが、今、これを道路財源にすぐという計画はまだいたしておりません。道路整備というのは、次年度、都市計画税とか、そしてふるさと納税で頂いた寄附金等々が財政の一般財源を押し出している部分もございますので、その部分で市道の整備等ともしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 今、整備を、今後考えるということなんですけれど、市長が進められている野洲駅南口整備、国、県への事業でいろいろ改修で道の拡幅された部分もあります。駅前の慢性渋滞ということで、いろんな施設を駅前に持ってくることに對して渋滞問題があるという提案も出ております。だから、やはり稲辻線とか下水門線のあこに接続する道というのは、今後、市道の整備の中に優先順位をつけて進めてもらい、駅前開発が進んだ時点でも渋滞が解消できるように努力をしてもらいたいというように考えますので、よろしくお願いいたします。質問すると、答えを出さないかんのので、結構です。

2つ目、ふるさと納税寄附金が伸びましたが、市内の住民が他市へ寄附された額、毎年2,000万とか3,000万とかあると思うんですけれど、今年度はどのぐらいになっているのかと、ついでに前年と比較して増えたのか減ったのかお聞かせいただきたいと。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、山崎議員からのご質問にお答えさせていただきます。

直近の令和3年度の寄附金税額控除の適用状況につきましては、寄附金額は2億2,674万9,302円、控除額は1億820万5,307円でございます。これは年々増えておりまして、昨年のちょうど同じ時期も山崎委員から同じ質問いただいているところなんですけど、申し上げますと、令和2年度におきましては、寄附金額で1億7,728万1,999円、控除額は8,324万4,997円、令和元年度につきましては、寄附金額は1億6,932万8,288円、控除額は7,864万9,640円。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 数的に野洲市が返礼品で5億3,000万円を超える寄附を

頂いたけれど、前年よりも、やはり市外へ出される方も増えたという数字も入れておかないと5億3,000万、ふるさと納税が増えましたよというよりは、2億何がしが出ていますから、以前よりはふるさと納税に関する収入が増えたという感覚がございますけれど、やはりふるさと納税は地方創生を目的に、寄附金の税制の1つです。生まれ育った地域から旅立ち、育てられたふるさとへ納税するとか、災害復興支援するためにその地域に寄附するとかというのが本来の目的であって、返礼品に頼ることじゃなくて、取り組んでもらいたい。やっぱり、安全、安心なまちづくり、市長の言われているまちづくりをするためには、どのようなまちづくりを今後進めていったらいいのか、その辺について答弁できたら、お願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） まちづくり全体のお話でご質問だというふうに解釈させてもらいましたが、それは、市民部は市民部の当然役割がございますので、当然それに向けていろいろ考えさせていただくところなんです、全体は、そしたら赤坂政策……。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時13分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問のふるさと納税を今後まちづくりにどのように使うかという質問でございますが、先ほどから出ておりますふるさと納税につきましては、寄附をいただく際に、7つの事業区分から選んでいただくことになりますので、その7つの事業区分に合ったそれぞれの事業展開ということでまちづくりに寄与をしようと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 先ほど、市長の、誰の答弁というのかな、言われた、また新たな返礼品を模索するというような展開もありまして、私もそういう質問を入れていますが、本来、住みよいまちづくり、この町を支援したいというようなまちづくり、今、市長のめざされている住みよいまちづくりを早く構築する、安定した基盤をつくる、そういうところに対して、やはり行ってみたいとか住みたいというまちづくりにこの寄附金をし

っかり使っていただきたいというように思います。

別の観点から、3つ目の質問なんですけど、企業の地産品として、P & G、S K－Ⅱを提供いただき、反響が当初計画以上の寄附金を頂きました。地産企業の返礼品の提案は他にもなかったか、調べたら、野洲化学さんとか数件ございますけれど、もう少し掘り起こした企業の返礼品の提供というのはチームで確認されましたか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、山崎委員からの3点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年2月28日現在、ふるさと納税返礼品提供事業者様の登録数は33、実際に寄附受付サイトで返礼品を掲載していただいている事業者様は27あり、うち市内事業者様は25でございます。返礼品は162点ございます。この中の多くは事業者様からの自主的な提案であり、その内容は1事業者様当たり1点から30点の返礼品をご提案いただいているところでございます。今後も商工観光課、農林水産課及びふるさと納税推進業務を一括で委託している株式会社JTBふるさと開発事業部様と連携し、本市の魅力あふれる返礼品を充実させるとともに、地場産品の振興を図ってまいりたいと思っております。また、事業者様からの返礼品登録等のご相談については、随時受け付けており、今年度も3回ほど行いましたけれども、次年度におきましても6月頃に説明会を開催の予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 多くの企業さんから商品を提供していただいています。ここで気になるのが、数多くの返礼品を準備していただいたけれど、食品関係を準備いただいて、ピークがあると思うんですけど、返礼品が無駄になった、そういうようなことはお聞きになっていますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 現在、実際に寄附していただいた方へ返礼品を渡している返礼品の割合につきましては、ほとんどが圧倒的S K－Ⅱさんとか、西川スイーツさんとかラーメンとか近江牛、お米が多いので、中にはひょっとしたら出展がないという可能性も当然ございます。ただ具体的にどこかというのは、確認はしておりませんが、そこは申し訳ございませんが、事業者様のほうで創意工夫して切り抜けていただいた。どうしてもそ

のあたりでご相談があるようでしたら、うちはいつでもご相談を承りますので、またそのようにしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） その辺を手厚くやってあげてほしいと思います。どうしても食品というのはピークがあって、そのタイミングで応募がなければ、せっかく一般で販売できるやつを返礼品に上げたから、残しておかないかんというような業者さんがあるかもわかりませんので、その辺について無駄にならないように工夫していただきたいなと思います。

4つ目なんですけど、これ、通告書に企業版と「版」を入れるのを忘れていまして、「企業版ふるさと納税」と「企業ふるさと納税」では中身が違いますので、提出後、すぐに「企業版」ということで訂正させていただきました。聞くところによると、企業版ふるさと納税の拡大、ここはどうされていますかというような質問を書いたんですけど、なかなか滋賀県全体でも伸びが少ない、難しいというようなことを聞いておりますので、野洲の現状をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、4点目のご質問にお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税の納税を拡大する広報をどのようにされているかという問いでございます。企業版ふるさと納税の受付開始につきましては、昨年12月度の全員協議会のほうでご報告させていただきましたように、本市におきましては、国より地域再生計画の認定を受けました令和3年11月26日より寄附の受付を開始しているところでございます。令和3年度の受付といたしましては、市の総合戦略に基づきました幅広い取り組みに対して寄附を募集しており、チラシの作成、それからホームページの周知や市長がコロナが少し落ち着きました秋頃から市内の企業訪問のときに、トップセールスとして行っているところでございます。令和4年度につきましては、寄附をしていただくようになるように、具体的で特色のある事業を選定いたしまして、市内に支店や工場等が立地している企業様や寄附活動事業に関連する企業様に対して制度の周知と、それから寄附への積極的なアプローチを進めていく予定であります。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 企業でもいろいろな、営利目的だけで企業は活動していません。やっぱり、地域社会との協働ということで、いろいろな地域対策、貢献、災害時の支援を含めて、いろんなところで地元へ寄附されている企業さんと市と手を組んで、行政も支援をしていきます。その辺も含めてPRしていただいたら、少しでもそういう企業の方向性が見えてくるかなと思いますので、努力をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を14時35分といたします。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎議員。

○14番（山崎敦志君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

観光、歴史文化について。昨年は、コロナ禍によりイベント計画は自粛、中止と、企画担当の部署は大変なご苦勞をされました。令和4年になり、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」を機会に、平家フォーラムを平家終焉の地を守るまちづくり協議会と企画されましたが、オミクロン株感染拡大で中止となりました。平家をアピールする一環事業として、野洲図書館、歴史民俗資料館では、平家ゆかりの資料展示が開催されています。

そこでお尋ねします。平家終焉の地を守るまちづくり協議会の関係者は、中止となった平家フォーラムの開催を要望されていますが、開催についての見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 山崎敦志議員の観光、歴史文化についての1点目にお答えいたします。

平家フォーラムは急速なコロナ感染拡大を受けまして残念ながら中止となりましたが、市内をはじめ、関東から四国に至るまで、県外からも多数応募いただいております。多くの方に関心をお持ちいただきました。中止の発表した後も当フォーラムの問い合わせは多く、参加予定だった方々からもぜひ再度実施をしてほしいと切望するお声をいただいております。また、当フォーラムを実施するに当たりまして、大篠原宗盛公胴塚保存会をはじめ、協賛いただいた関係者の皆様、ご登壇いただく予定だった方々からも、実施する場合には改めてご協力を願えるとのお返事をいただいております。

NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」や現在、関西テレビ系列で放送中のアニメ「平家物語」の追い風もございまして、今が平家の歴史と野洲市の関わりを伝える大きなチャン

スでもあります。このチャンスを生かし、来年度も、地元の協力を得ながら、平家終焉の地、野洲としての機運を高めていく予定でございます。平家フォーラムにつきましても、開催時期は未定ですが、コロナの状況を見極めながら、再度実施する方向で準備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 平家フォーラムへの他方からの問い合わせがあったということをご報告いただきました。また、次年度計画する場合にもいろんな支援団体の力をもらえるという、ご支援もいただいているというお話を伺ったんですが、今回、事前に申し込まれた人数、今言われたみたいに、また来年度に向けて計画される場合に、事前に申し込まれた方に対してどのような周知で開催を伝えられるか、どのような方法を取られるか、お聞かせ願えますか。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 平家フォーラムは1月19日の日に中止を決定いたしました。それまでに242名の方がお申し込みいただいております。自治会回覧、そしてラジオでの広告で周知をいたしましたけれど、だんだんその周知が広がりまして、ようやく効果が出てきたところでちょっと中止ということになったんですが、中止決定前後では大体1日10名以上の方からお申し込みをいただいているということもございまして、これを期限まで申し込みを継続していれば、400人の定員を超えたのではないかなというふうに思っております。今後は、お申し込みをいただいた方にダイレクトメールなどを通じて、再度呼びかけていくとともに、やはり関東から四国、結構平家ファンというのは、多く全国にいらっしゃいますので、また広く周知をしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 努力を惜しまず、フォーラムに向けて頑張ってくださいたい。大河ドラマがまだ頼朝のほうばかりいって、平家のところがなかなか、野洲を紹介するスポットニュースみたいな、地域を宣伝するような部分がまだ出てきていないと思いますけれど、シリーズの間に胴塚等の写真とか野洲の紹介とかが出てくるそのタイミングが分かれば、その辺をめざして、平家フォーラムの前後で再開をやっていただければいいのかなと思うので、今後とも努力をお願いしたいというように思います。

では、2つ目の、先ほどから市長からの答弁も出ていますヤスイチサイクル推進事業について。自転車を使った事業として、守山市においてはビワイチの事業の一環で、昨年より民間業者と協賛し、「びわこトライアスロンINもりやま」が開催されています。令和4年も7月に「第2回びわこトライアスロンINもりやま」が計画されています。野洲市には歴史文化、野洲をアピールするような場所がたくさんあります。先ほども答弁のありました、マップを作ったりとかいうようなこととお話いただきましたけれど、実際、具体的にヤスイチサイクル推進に関する事業で具体化ができるようなものがあれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目の野洲市をアピールする事業計画について、お答えいたします。

約2年間のコロナ禍を経験しまして、現在ではマイクロツーリズム、いわゆる小規模、近隣観光の増加や自転車観光の需要が大きくなってきております。このような背景に加えて、令和4年4月から施行予定の第2次野洲市観光振興指針で定めた重点事業、湖と山をつなぐ観光周遊促進に取り組むべく、来年度はヤスイチサイクル促進事業を計画いたしております。

これは三上山や琵琶湖といった自然環境、平家ゆかりの地や神社仏閣といった歴史スポットなど、市の魅力的な観光資源を生かして、自転車を利用した観光客を誘致する事業でございます。市内の観光地を自転車で周遊するサイクルマップの作成、そのマップを利用したソフト事業の実施を予定いたしております。これを皮切りに、今後も市の魅力の発信と市内の観光周遊を促進しまして、関係者及び事業者の方々と協力しながら経済的にも当市にメリットのある観光事業に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 観光マップを作成されるときに、今、ふるさと納税でいろんな協力をいただいている、そういう商品的な地産の場所も入れていただくとありがたいと思いますので、また検討願います。

じゃ、3つ目、秋に計画されている歴史民俗資料館で開催される「市内寺院仏像展」について、具体的な内容がお分かりでしたら、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、３点目の秋に計画している企画展の具体的な内容について、お答えいたします。

ご指摘の企画展は、歴史民俗博物館の２階にございます企画展示室で開催する予定でございます。期間は令和４年１０月８日土曜日から１１月２７日日曜日までの５１日間でございます。県立琵琶湖文化館及び守山市と連携しまして、旧野洲郡を中心とした湖南地域の宗教文化を紹介する内容でございます。県立琵琶湖文化館に収蔵されています多くの美術工芸品の中から、旧野洲郡にまつわる県指定文化財の地藏菩薩坐像などの彫刻品や重要文化財の如意輪観音像の絵画などの出品を予定してございます。この他、野洲市と守山市にあるお寺や神社から阿弥陀如来立像、立像でございますが、不動明王像などの貴重な文化財を出品していただきます。期間中は、学芸員によります記念講演会や分かりやすく展示、解説をするなど、用意してございまして、多くの皆さんに興味を持っていただきますよう広報活動にも鋭意努めてまいりたいと考えています。

広報の具体的な方法としましては、報道機関への資料提供、チラシやポスターなどを野洲駅や周辺の道の駅、あるいは近隣博物館などに掲出していただくよう、依頼してまいります。また、当博物館のホームページに紹介するとともに、市の広報１０月号、１１月号にてご案内するなど、市内外の皆様に広くお知らせするよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○１４番（山崎敦志君） 丁寧なご説明ありがとうございます。なかなか私たちも信仰心がありながら、そういう歴史的な重要な文化財というのはあまり意識がございません。ただ、滋賀県というところは、比叡山に近い、信仰をやられるのに天台系のお寺が多かったのが焼き討ちのために天台を廃して、別のあれに変わっている。私ところの寝返りのお寺ももともとは天台です。それが今、浄土宗。この前、今言われたお寺の観音像を見ていただいたら、その時期に作られたようなあれなので、展示をお願いしますというようなことを初めて聞きました。いや、もうお寺にあるものは古いもんやと思っていますけれど、やっぱり歴史があるというのを今回の展示会で私たちは聞かされまして、ありがたいなというように思います。湖南地域のいろんなところから出されますので、皆さん、いろんなお寺に関わり合いがあるけれど、やはりそういう歴史を教えてもらういい機会かなというように思いました。ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に移ります。

学校、家庭、地域の関係についてということで、教育長は教育方針の中で3つの視点で教育を進めていきますと、その中で学校と家庭、地域が一体となって、子どもたちの育ちを支援する、市内の学校にコミュニティスクール化を進め、学校を核として家庭や地域が相互にパートナーとして子どもの成長を支えていくとあります。

そこで、以下のことについて確認させていただきます。現在、学校支援団体として、各学校に学校応援団活動に取り組まれています、学校ごとの支援登録されている人数についてお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、山崎敦志議員の大きな3点目、学校、家庭、地域の関係についての1点目、学校応援団活動に係る各学校の登録人数について、お答えいたします。

各学校ごとに人数でお答えいたします。まず、中主小学校は43名、祇王小学校は73名、三上小学校は同じく73名、野洲小学校は56名、北野小学校は62名、篠原小学校の学校応援団活動でございますが、登録制ではなくて、地域コーディネーターが協力者をその都度募って活動されていますので、登録人数は把握してございません。次に、中主中学校ですが20名、野洲北中学校が40名、野洲中学校も登録制ではございませんので、人数は不明となっております。本部役員が事業の都度、協力者を募って、応援団活動を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 数多い方が学校応援団に入って、事業のサポートをしていただいているということです。その中でも、やはり登録されている方が高齢化が進んで、現在活動しているけれど、代わりがあったらやめたいというような声も聞くんですけど、その辺の状況は何か問題があるのかということと、学校応援団の中でも登録してはるのは、登下校という、特に下校時の見守りというふうに多く参加していただいていると思うんですけど、学校ごとに高齢化が進んで、見守り方法が異なっていて、もう少し負担を少なくすることを考えたいと思うんですけど、その辺、高齢化が進んで、見守りの方法というか、学校との見守り方法とかというのがお分かりであれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 応援団の方々の高齢化、スクールガードの皆さんの高齢化の問題でございますけれども、確かにそういった声が市のほうにも聞こえてきている状況でございます。まず、日頃より子どもたちの見守り活動、あるいは学校応援団活動にご尽力いただいている方に対しまして、感謝を申し上げたいと思います。その中で、特に下校時の見守りについてのご指摘がありましたが、各学校とも学校から子どもたちと一緒に地域まで送り届けるといいますか、そういう活動していただいています。これはどこの学区でも同じような活動をしていただいております。登校時なんかですと、下校時以外、登校時でございますと、ちょっと行き渋りの子どもたちがいたりしまして、そういった子どもたちに積極的に声をかけていただいて、学校のほうまでサポートしていただいている。これは特に三上学区の中でも、近江富士団地地域の中でそういう活動が活発に行われているというふうに聞いております。そういったことに対して感謝しているというふうに思います。そういった意味ではきめ細かく対応していただいているところもあるというのが現状です。

一方で、その方々の高齢化の問題でございますが、こういった応援団とかスクールガードの皆さんはボランティアでご協力いただいています。なので、代わりの方がいらっしゃったら、交代ということですが、交代というよりはご自身の体調管理とか、無理をしない範囲の中でそういった活動にご協力いただけたらというふうに考えておりますので、その辺は地域の状況を少し見守りたいというか、状況を確認しながら、今後の対応を考えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） やはり、声かけ、先ほど教育長が言われていたように、あいさつ、親のあいさつ、近所の人のあいさつ、いろんな学校応援団とかスクールガードしていただく方々にあいさつする訓練も子どもたちの成長に大きな役割になっているというのをスクールガード、学校応援団の方々に伝えて、やっぱり先ほど言われましたように、ボランティアだから、何の見返りもないけれど、子どもたちの安全、子どもたちの成長を見ることが楽しみでいつも行ってくださいますので、やっぱり声かけというのが大事であるという教育長の考えのとおり、みんなにあいさつできるような子どもに育てていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、次、2問目、学校応援団の関わりもやっているんですけど、校内の体験学習につ

いて、年間どのぐらい実施されているか、地域の方のご支援を受けられているかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、2点目の校内体験学習についてのご質問にお答えいたします。

校内体験活動につきましては、学校ごとに違いはございますが、すべての学校で年5回程度、実施しております。具体的には、小学校1年生ですと、けん玉やこま回しなど、昔ながらの遊び方について、地域の皆さんのご支援をいただきながら取り組んでいる学校がたくさんございます。特に三上小学校では、地域の方々にご指導いただきながら、小学校4年生でひょうたんの栽培を体験したり、あるいは6年生では郷土の偉人であります土川平兵衛にまつわるフィールドワークを行ったりしております。中学校では、主な体験活動として、2年生になりますと市内の企業様や事業所様にご理解、ご協力をいただき、1週間の職業体験を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 私が質問したので、三上小学校の活動をアピールしていただきまして、ありがとうございます。教育方針、初めのところで、子どもの生き抜く力を育てます、先ほどもその説明をいただきましたけれど、やはり生き抜くためには教科書だけではなく、様々な経験があり、校内の体験学習、その柱であると考えます。こうした体験学習は子どもたちに深く考えさせるきっかけとなります。子どもたち一人ひとりの経験が後に大きな意味を持つことがあると思います。このことを願って、学校の地域が1つになって取り組んでいくのに重要と考えることはどのようなことか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山崎議員の再質問にお答えします。

お話のように、子どもたちにとって体験学習というのは、本当に大事なことだというふうに思っております。教科書とか、あるいはいろんな視聴覚教材を使って、学習はやっていきますけども、実際に自分で考えて、生きる力につなげていくという意味では、体験に勝るものはないのかなというふうに思っています。そんな中で、例えば教科で言いますと、理科がありますが、実験の時間が大幅に減りました。昔は結構理科室でいろんな実験をやっていたんですけども、学習内容がいっぱいになっていって、実験をやっていたら、もう

なかなか授業が進まないということで、多くの実験が教科書や、あるいは最近ですと、大型モニター等に映して、その場面を見せるということで授業が終わっているんですね。そういう意味では、地域の皆さんに支援をいただいて体験活動をするというのは、本当に大事な事かなというふうに思っています。

その中心を担っているのは、先ほどからお話のような学校応援団でございます。ただ学校応援団につきましては、新しい教育課題といたしますか、例えばSDGsとかヤングケアラの課題であるとか、今までのいじめや問題行動とか、様々な教育課題がありますが、そういう部分に対応して、そういうなんを乗り越える力として、体験活動をやっていくためには、やっぱり学校だけの発想では限界があるんですね。応援団は学校の発想で、例えば調理実習のときにとか、ミシンをやるときに1人の子が「先生、針が折れた」と言うたら、そこへ行かなあきませんので、授業全体がストップすると。これでは具合が悪いということで、それぞれ班に1人ずつ、地域の方に応援を求めてやっていくんですけども、そういうなんだけではとても子どもたちに創造性を生んだりとか、あるいはみんなで協力してという部分が弱いんですね。

そういう意味で、地域の方のもっと豊かな発想を学校教育に取り入れられへんやろうかということで、地域の方と協働、一緒に相談をして、地域にこんなおもしろいことをやっているところがあると。こんなにも一遍教育に取り組んだらどうやとか、こんな力を持った人があそこには何人かいてはる、この人を連れてこうとか、そういう発想は地域の方でしか分からないんですね。それと学校の先生らが一緒になって、子どもたちの教育、特に体験活動を新しくつくっていくということが今求められているということです。そういう意味で、応援団から今度はコミュニティスクールへというふうな動きをぜひともやっていて、地域の皆さんと一緒に、地域の子を育てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 今の取り組み、学校応援団が、やっぱり地域の方の支えがあって、自分たちの子どもが、孫が通う学校を支えるという習慣がある地域は伸ばしていただきたいし、そういう熱がまだ上がっていない地域については、そういう事例を紹介していただいて、拡大していただきたいと思います。

そこで、次の問題なんですけど、愛校活動に対する保護者の参加率、次の問題にもある

んやけれど、やはり学校の整備ということで、夏休みに以前は保護者、愛校活動として、清掃活動をやられていた。それがコロナ禍の中で、ここ2年、かなり学校はもう大変な状況になって、保護者の活動がない。そのために用務員さんの仕事が増えているというような感じがするんですけど、実際、愛校活動に対する保護者の参加率というのを教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 山崎議員には日頃より愛校活動にご尽力いただきまして、どうもありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、3点目の保護者の参加率について、お答えいたします。

例年、夏休み中に運動場の除草作業や校舎内の清掃などを行っていただいているものがございますが、この2年間は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で活動を中止、または規模を縮小しての実施となってございます。その参加率なんですが、すべての保護者さんに愛校活動を呼びかけている学校もございますし、あるいはPTAの役員に絞って活動しているという学校など、学校ごとに違いがございます。全体としましては、例年、大体8割から9割程度の参加率をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） やはり、自分たちの子どもがお世話になっているということで参加率、普通、大体7割がいいのかなと思っていたが、8割を超えているということは、かなり保護者も、やっぱり学校施設に対して協力的ということを感じられます。

そこで、先ほども言われましたように、夏季の愛校活動で除草作業をやると。以前は、私で、山崎議員、三上小学校のPTAの役員やっているときに、橋本教育長のときに、2年続いて、PTA会長会の中で統一した日にクリーンセンターを開けてもらおうと。あのときは、委託先が年間契約で日を決めておかないとできないという答弁で、1年後には実施してもらえるようお願いして、何とかなって、ずっと改修、学校PTA会長会で、8月のいつにやりましょうという日を決めて、市のほうをお願いして、クリーンセンターを開けてもらっていた。なぜかというと、以前のときは土日に奉仕して、クリーンセンターへ持っていくのは月曜日。だから、何やいうたら、役員さんが持っていくから、月曜日に休まないかん。それで、トラックを借りたら、レンタルに2日分にかかる。もう費用がかかるから、そういう理由で、橋本教育長のときに統一日を決めてもらった。

今年、私たち、今言われたみたいに、保護者会の愛校活動というのはできないので、同窓会と自治会の役員で外回りとか草を刈らせてもらって、今日持っていけるのかな言うたら、いや、決まっていらないんですよと。都合のいいときに持っていくようになりましたというのは、これはどのようないきさつでそういうものを、私たちが築いてきたものが一瞬のうちに消えているんだけど、どのようなことのいきさつがあったのか、教えていただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、4点目の愛校活動、除草作業、統一日でなくなったという理由でございますが、今、議員ご指摘のように、愛校活動はこれまで8月の最後の日曜日に統一して実施しておりました。これは各学校のPTA活動とクリーンセンターの受け入れ体制を調整することで効率的に行う、今、議員がご指摘のあったとおりでございます。ただ令和3年度からは統一日をなくし、各校園のPTAがそれぞれの事情に応じて、柔軟に日程調整ができるよう変更しております。

その理由は3点ございます。1つが、これまでごみの搬入は平日のみとなっておりましたが、新クリーンセンターでは土曜日の搬入が可能になったということがございます。2つには、各校園の2学期の開始日が早くなったこと、さらに各校園の運動会の日程もそれぞれの事情に応じて調整し、統一日を設けないことになったこと、3つに、近年の気温上昇によりまして、活動いただく方の体調管理の観点から、熱中症のリスクの高い時期を避けることを考慮したことによるものでございます。

以上でございます。

すみません。失礼しました。先ほど、初めに「4点目」と申し上げましたが、「3点目」でございます。失礼いたしました。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 気候変動、一番暑い時期にやるというのは大変なことです。お百姓さんでは、私ら農家の出身なんで思いませんが、朝1時間仕事するのがその理由なのか。また、土曜日が開くようになったから、統一日をやめた。働いている方は土曜日も仕事をやられる方も多くて、行事を日曜日にやったのに、それを土曜日が開くようになったからやめるとか、そのような、これはPTA会長会でそのような意見で決められた、今の事情に合った形を選ばれたとは思いますが、統一日を決めるために、大変な苦勞をしてつくったものをいとも簡単に潰されるというのは、発案した者としては不満を持ち

ます。今後、検討していただくようお願いしたいと思います。

あと、次、地域ふれあいについて。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 11 分 休憩）

（午後 3 時 11 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 5点目、地域とのふれあいについて。中学において、地域との関わりを重視し、学区民運動会への参加を呼びかけていただき、運営役員、係を担当していただいていた。数年前より地域差はありますが、参加が減少しています。何か指導方法が変わったのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、5点目の学区民運動会への参加呼びかけについて、お答えをいたします。

各中学校では、学区民運動会の日の部活動を休みにしたり、あるいは生徒が参加しやすいように配慮しながら、今日は休んでもいいと、今度の日曜日は何々学区の子は休んでもいいというふうな形で、子どもたちへ参加の呼びかけをどこの学校も行っております。しかしながら、中学生の参加は強制ではないために判断は本人に任せております。そういう中で、地域との結びつきがだんだん弱くなっていく中学生ですから、そこで行かない子が増えてきたのではないかなというふうに考えております。学校での指導方法は以前から何も変わっておりませんけども、引き続き、地域の皆さんと連携しながら、呼びかけを探っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 多分呼びかけは続けていただいていると思います。子どもたちの気持ち次第だと思います。ちなみに三上学区では、夏休みに子どもの居場所づくりで、近くのところでキャンプを1泊をやります。そこに、小学校のときに参加した中学生がサポーターとして参加している事実もありますので、決して、地域に対して参加を拒んでいる子どもたちばかりではないということも報告しておきます。

では、最後になります。

学校カリキュラムが過密化している中、平成30年4月から特別の教科道徳が全国の小
学校で教えられるようになりました。取り組みから4年が経過し、市内の小学校で児童の
変化について、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目の道徳の取り組みによる児童の変化について、お答えを
いたします。

特別の教科道徳は、すべての小学校で週に1時間の授業を行っています。この道徳教育
がめざすものは、自分の生き方、自己の生き方を考えて、自立した人間として、他者、他
の人とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うということが一番のねらいで
ございます。4年前から教科化というふうになりましたけども、道徳につきましては、ず
っと前から週1時間の授業を基本的には行っていますので、教科化になったからといって、
子どもが変わったかということと言いますと、そんなに変わってはいないということをお
答えしたいというふうに思っています。

ただ、教科化になりまして変わったのは、他人がその子どもの変容を見て、それを評価
するという、通知表に書くということが新たに生まれたということです。それから、教科
ですので、今までだったら、週1時間、年間35時間あるんですけども、そのうちの何時
間かを他の教科に回したりとか、結構融通が利いたんですが、それができなくなったとい
うことでございますので、年間35時間きっちりと道徳の授業が行われるようになったと
いうことでございます。いずれにしましても、この道徳という学習を通して、子どもたち
の、自分の生き方を考えるということを大事にして、これからも続けていきたいというふ
うに考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 取り組み、今まで道徳というのは、やはり本来は基本的な人間
構想、基本的な考え方の基礎になる部分でありますから、生きる力とか生き抜く力、それ
にどのような関わりで自分が成長していくか、周りとの関わりも含めて、いろんなことも
教えていただけたと思います。私どもが例に挙げますと、今の一連の質問の中で地域との
関わりというので、同窓会、各学校にも、小学校にも同窓会があると思うんですけど、た
またま80ぐらいの人が会長やっていて、私が10年近く前から会長をあずかったんです
けど、それでまだ120周年を迎えて、3代目なんです、同窓会としてもね。だから、そ

れは何やというような、どうしても残さないかん活動です。それに、今、学校応援団という新しいものができて、今、教育長言われたように、コミュニティスクール化というので、私たちが同窓会という組織がありますけれど、やっぱり学校応援団を中心にその配下として動いてもいいよというような、全市で統一した行動ができる方向をめざして、三上学区では今行っております。

まだまだ聞きたいことはたくさんあるんですけど、やはり若い頃の仲間づくりは成人になってから重要であったと気づくことがあります。今の生活、未来の生活を守るためにしっかりと取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 先ほど、私が「4点目」と申し上げたのを「3点目」に訂正させていただきましたけれども、「4点目」でございます。申し訳ございません。再度、訂正させていただきます。訂正して、おわび申し上げます。どうも申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第3号、第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一君） 第5番、公明党、木下伸一でございます。

今日は3点質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。小中学校のALTの活用について。

現在、野洲市立の小中学校におきましては、外国語指導助手、ALT、つまりアシスタント・ランゲージ・ティーチャーは導入されておられません。先日、滋賀県教育委員会に確認したところ、野洲市以外のすべての市町の小中学校においては、頻度の違いはございますが、ALTが導入されております。子どもたちはALTに触れ合うことで外国を身近に感じ、英語や海外に興味を持つきっかけになると言われております。ALTと触れ合うことでもっと英語を話してみたいと、モチベーションが高まったという体験談も聞きます。

文部科学省のホームページで確認すると、ALTは、「担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業を補助する」とされており、具体的なALTの役割としては、次のようにあります。

1つ目、活動についての説明、助言、講評、2つ目、言語モデルの提示、3つ目、音声、表現、文法等についてのチェックや助言、4つ目、児童生徒との会話、5つ目、母国の言語や文化についての情報提供等と記載されております。

ちなみに、令和2年7月には水際対策などの新型コロナウイルス感染症の影響でALT

の確保が難しくなったときにはどうするかという指示が、文部科学省から出されております。言い換えれば、文部科学省の指示のもと、コロナ禍においてもA L Tを確保していくことが大事であるということだと思います。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。野洲市におきましては、A L Tの導入について検討されたことはございますでしょうか。また、検討された場合は、その時期と検討内容をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、公明党を代表しての木下議員のA L Tの活用についてのご質問のうち……。

（「一般質問です」の声あり）

○教育長（西村 健君） すみません。失礼しました。一般質問のA L Tの活用についての質問のうち、A L Tの導入の検討について、お答えをいたします。

本市では、平成22年度まで中学校にA L Tを配置して学習支援を行ってきました。そして、平成23年度にA L Tを廃止しています。当時の判断としましては、平成22年度までA L Tを導入したことで英語担当教員の指導力向上が図れたこと、それから中学校の英語の授業でA L Tの活用機会が当時減少してきたこと、大きくはこの2点から見直したと確認をしております。以来、本市ではA L Tの導入は検討しておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今、教育長のほうからお話がありましたけれども、まず再質問に入らせていただきます。

この検討された場合に関してなんですけれども、令和3年度につきましては、仮に令和4年度になることですのでけれども、導入することを検討されましたでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 導入の検討はしておりません。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） すみません。そうしましたら、この平成23年度からは、A L Tに関しては一度も検討されていないということで解釈してよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そのとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） そうしましたら、10年前の検討結果の見直しとこの10年間、もう当然時代は変わっていると思うんですけども、それでも検討をされないんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これはあれですか、次の質問ですか。

○5番（木下伸一君） そうですね。今、ちょっとすみません。フライングをいたしました。

○教育長（西村 健君） 議員お話のご質問の項目に入っていますALT（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）というのは、JETという取り組みがこの質問書には出ているんですけども、JETというのは文部科学省と総務省と外務省が併せて、共同して導入されているんですが、そのことについてお話しさせてもうてもいいんですか。

このJETプログラムのALTを活用しますと、国の交付税措置が受けられます。半年前後の、これは人口規模等によって違うんですけども、大まかに半分ぐらいの交付金が算入されるということでございます。しかし、それ以上に教育委員会や学校現場の負担が大きいために、滋賀県内では多くの自治体がこの利用をやめています。今、それを活用しているのは米原市と高島市だったと思いますが、高島はこのコロナの件でALTが入ってこられませんので、違う方向に変えるということで今動いておられます。

これをやめていく理由としましては大きく2点あります。

1点は、授業での活用の難しさです。これは学校です。基本的にこのJETのALTというのは外国の英語を母語とする青年に日本へ来てもらう取り組みなんですけども、教員免許は持っておりません。英語教育への理解の差が、個人差が非常に大きいんです。自分の英語力をいかに子どもたちに伝えようかという熱心な方も中にはおられますが、言葉は悪いんですけども、当たり外れが大きいというふうに申し上げたらどうかなというふうに思っております。

2点目は、これは教育委員会の大きな課題になっているんですけども、日本での生活支援が本当にこの負担が大きいということです。例えば、青年が日本に来ます。日本に来て、東京からうちに来るサポート、滋賀県にまで来るんですが、その後のサポート、それからアパートの手配、引っ越し、あるいは水漏れとか、私、隣の町の教育委員会にいてるときにALT対応が本当に大変でした。それから、こういう住まいのいろんなお世話をする

いうこと、それから病気とかけがをした場合に病院へ連れていく、それからそのお金をどういうふうに工面するのとかいうようなこともあります。それからもう一つは、各学校1名という配置はできませんので、学校間の移動をしてもらうんですね。基本的に車に乗ってはいけないということです、学校間の移動につきましては、教育委員会が送り迎えをするというふうなことがあります。

そういう意味で、非常に支援が大変だということで、県内多くの市町が国のJETプログラムから最近では民間会社への業務委託に切り替えているところがほとんどでございます。この場合は、ALTの一定の水準が保たれていることになりますので、その会社が責任を持って雇うということになっていきますので、その水準はある程度確保できます。ただ、またそれから、その会社が日本に住んでいる外国人を雇うということになりますので、住まいの心配、生活支援は不要です。ただ、交付税措置が受けられないというので、全額市の負担となるという部分が本当に大きいです。隣の守山市が全部で9名、業務委託でALTを確保されているんですけども、ここは保育園から中学校まですべてのところに配置といいますか、巡回してもらっているんですけども、年間で4,700万円、これは丸々市の負担というふうになっております。

そこで、本市では費用対効果を考えて、ALTに代わる英語教育充実の取り組みとして、市費で小学校に英語教育支援員というのを、これは日本人がほとんどですが、を配置して、英語を話す、聞く活動の充実を図っています。また、先ほどお話のコミュニケーション等の部分につきましては、野洲市の国際協会と連携して、近隣在住の外国の方を講師として、小中学校に結構、回数はたくさん派遣をして、コミュニケーション機会の充実とか、あるいは異文化理解を含めた学習を行うことで対応をしております。

語学力について言いますと、令和元年度の全国学力・学習状況調査というのは、これは英語は毎年に行われませんが、3年に1回だったと思いますけども。ですので、この令和元年度が一番新しいデータなんですけども、このデータを見ていきますと、本市の中学生と県の平均の差はほとんどありません。このことから、本市の子どもたちの英語力が県内他市から大きく劣っているということは言えませんので、本市としては、今の対応でいけるのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 教育長、ありがとうございます。ちょっと質問が前後しましたの

で、申し訳ありません。ちょっと順番に、また読ませていただきます。

大学の入学共通テストにおける英語４技能の評価や記述式出題のあり方を検討するに当たり、文部科学省が主導した大学の入試のあり方に関する検討会議が令和元年から数年にわたって開催されました。その検討会議の結果の１つを資料１で示させていただいております。令和２年１１月に公表された中で、このように記載されております。

「高校教育の最大の問題は、地域差、学校差、教育差が大きいこと。英語力が高い地域、学校には、英語を用いた活動やパフォーマンステストの実施率、ＡＬＴやＩＣＴの活用率が高いという共通点がある」とまとめられております。高校教育についてではありますが、ＡＬＴの活用率が高い地域のほうが英語力が高いと評価されていることが分かります。

また、文部科学省が第３期教育振興基本計画を基にして、各都道府県に英語教育改善プランを策定するように平成３１年度から毎年、指示されております。資料２は、その文部科学省からの指示のもと、滋賀県教育委員会が作成した令和３年度の滋賀県英語教育改善プランです。そこでは、「ＪＥＴ、ＡＬＴの研修を通じて、ＡＬＴの指導力向上を図り、授業内外におけるＡＬＴの積極的な活用を進めることで、生徒の実践的な英語力の向上と英語学習のモチベーションの向上に資する事業改善の実現をめざす」とされております。このように、滋賀県教育委員会においても、ＡＬＴを活用して生徒の英語力を伸ばすことをめざすと明確に示されております。

次の資料３は、２００８年と古い論文ではございますけれども、現在、東京学芸大学准教授であられる阿部先生が福岡女学院大学に寄稿されたものです。福岡市内の公立小学校８５校の３年生から６年生、約９，３００人を対象に、英語活動の年間授業時数やＡＬＴの招聘回数の違いが、児童のコミュニケーションへの関心、意欲、コミュニケーション能力の自己認識にどう影響するかを調査したものです。その結果から、「今後、小学校５年生、６年生に対して年間３５時間の英語活動が導入され、週１回、定期的に英語活動が行われるに当たって、ＡＬＴは毎回来なくとも３回に１回程度のコミュニケーションの機会があれば、担任が発達段階に合わせた内容や活動を工夫していくことで子どもたちの意欲や関心を伸ばし、自信をつけさせることは十分可能であること、また中学生の段階でも、少ない時数にあっても、ＡＬＴと出会い、英語の基本的な語彙や表現に音声で親しんでおくということはコミュニケーションへの関心、意欲、また自信を高めるために有効であることが示唆された」とまとめられております。

問２に関しましては、先ほども言いましたので、割愛させていただきます。

先ほど、教育長のほうから、費用対効果とそれから指導力のことを理由にされたと思うんですけども、1つ、ちょっとここでエピソードをお話しさせていただきます。これは、ある野洲市外の中学校で英語を教えた経験があり、また管理職になられた方にお話をお伺いしたところ、野洲市においてはA L Tがないということに大変驚かれておりました。滋賀県には全部もうあると聞いているという、イメージされていたと思うんですけども、A L Tを導入、いろんな諸事情はあるとは思いますが、A L Tを導入していないことがまず考えられません。この国際社会において、コミュニケーション能力を高める点という点では、A L Tの生きた英語を学ぶことに効果があると言います。また、教育の平等性という観点からも、A L Tを導入すべきだというご意見をいただきました。また、その方は10年前は確かに、今、教育長がおっしゃったように、A L Tの指導力の差があったと思います。しかし、今はA L Tの方も研修を受けられているとお伺いしております。個人差がないとは言えませんが、その個人差も少なくなっているとお教えいただきました。このような現状においても、また費用対効果が少ないから導入しないということを考えられますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど、高校のA L Tの件、お話があったと思うんですけども、私の知り合いの高校の校長先生にお話を伺ったところ、これは大学進学が、ほとんど行っている学校に基本1人を配置して、あまり行かないところについては1週間か2週間に1回配置をします。だから、週4日か5日間、その学校で英語の授業に入られます。そうでない学校については、大体1週間に1回か、2週間に1回だけお見えになるというふうな、こういう配置を県は取っておりますので、もちろん、今言われた相対的に学力が高い子どもたちの英語能力が高いというふうなのは、別にこのA L Tの配置に関わったことではないというふうに考えております。

そういうなんもありますし、それからあと、県内、何名かA L Tを業務委託で配置をされているところを見ますと、例えば草津市では小中学校合わせて20校あるんですけども、A L Tの配置は3名です。3名でこの20校を回るとするのは週1時間も行けないです。月1回来てくれたらいいほうと。英語の授業は中学校1年から3年まで週4時間あります。それ掛ける学級数掛ける、年間35週ありますので、相当数な授業なんですけども、そんな中でA L Tと出会える場というのは本当に月1回もない市町もありますので、そういうことを考えますと、ここに本当にお金をつぎ込んでいいのかどうかという問題があります。

本市としましては、小学校段階で英語の出会いを特に国際協会とタイアップしていろいろなゲストティーチャーに来ていただいていますし、それからタブレットを入れましたので、英語のデジタル教科書というのを入れております。そこには本物の発言というのか、そこは十分それを駆使することによって、授業中は、今も野洲市内の中学校ではそれを活用しながら、先生方に授業をやっていただいておりますので、A L Tを入れるという方向には本市としては動いておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。今、教育長のほうから大型モニター、デジタル教科書ということ、今、お話しいただきまして、これは各、滋賀県内はもう既に導入されているということで、野洲市も導入されていると思うんですけども、そこに併せてA L Tが入っているということ、私は滋賀県教育委員会に確認させてもらったんですけども、それは私の見解というか、理解力の間違いでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） デジタル教科書を入れている学校というのは、そんなに多くはないと思います。全市町が入れているところではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） それでは、次の3番目の質問に移らせていただきます。

令和4年度には、令和5年度のA L Tの導入について検討される予定はございますか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどからお話ししていますように、A L Tはネイティブな発音とかコミュニケーションにふれながら言語活動を行える良さというのは、議員お話しのように十分あると考えています。また、A L Tとの関わりの中で、休み時間等の関わりの中で外国の文化や生活様式を体感することができるというふうにも思っております。しかし、課題としましては、A L T導入による市費経費の負担が増えることというふうなことがあります。平成29年度に示された新学習指導要領では、小中学校とも豊かな言語活動を通してコミュニケーションの資質、能力を育成することが目標とされています。本市では、英語教育支援員や国際協会との連携によって、授業での言語活動の充実を図っていくというふうに考えております。今後、A L Tの導入につきましては、これらの効果を踏まえて、

議員お話のいろんな情報を踏まえながら、その必要性を見極めていきたいというふうに、令和５年度については考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○５番（木下伸一君） ありがとうございます。

ここでもう一つ、ちょっとエピソードではないんですけども、野洲市内の小学校に勤務されている方にお話を聞きました。ＡＬＴに関してどう思われますかということで、まずその現場の声を、これがすべてではないんですけども、一部紹介させていただきたいと思います。

ＡＬＴは、私は必要だと思います。財政的なことで導入をやめたと聞いていますが、子どもたちの生きた英語を伸ばすためにはＡＬＴを導入してほしいとのことでした。文部科学省、それから滋賀県教育委員会、それから大学の専門性のある先生方、また大学入試の検討委員会などで様々な機関で専門的に話し合われ、調査する中で、まだＡＬＴの必要性、有効性を訴えておられます。それでもなお、まだ野洲市教育委員会におきましては、今後導入しないということを言われる根拠をもう一度分かりやすく教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ＡＬＴの必要性を本当に文部科学省が言われているのであれば、交付税措置とせずに、英語教員とセットで各学校に配置していただきたいなというふうに思っております。そういうなんをこれからも要望して行って、英語の、例えば中主小学校だったら、生徒数が何人で学級数がこれだけだから、英語の先生は確か３人ぐらいいてると思うんですけども、その３人に合わせた形で、３人のＡＬＴをセットで県費といいますか、国と県が今、教員のお金は出しているんですけども、セットで配置するとかいうふうにしていただけたらというふうに思っているんです。何で各市町が自分ところの身を削って配置をしなければいけないのかなという部分には、少し疑問を感じているところでございます。いろんな形で、県、国に要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○５番（木下伸一君） 西村教育長、ありがとうございます。

今回、このような質問をするきっかけとなったのは、ある高校生からの疑問でございました。野洲市の中学校を卒業して高校に入学したときに、他市の中学校の卒業生からＡＬ

Tの授業を受けてきたけれども、自分たちは全くネイティブな先生とふれあうことができなかったということで、英語力の差に不安を感じたということです。ALTが導入されていなくても、ALTに代わる英語力を伸ばしてきたという実績や子どもたちの実感があれば、このような不安にはならなかったと思います。また、現状では、子どもたちにとって公平性に欠ける状況ではないでしょうか。子どもたちは平等な教育を受ける権利があると私は思います。第2次野洲市総合計画の中に、住んでよかったまち、住んでみたいまち、住み続けたいまちをめざすとうたわれております。これは我々大人だけではなく、子どもたちにとっても当てはまるのではないのでしょうか。野洲市の子どもたちだけがALTの授業を受けられないことに、私は大きな疑問を感じます。野洲の未来を担う子どものために、子どもたちの教育のためにご尽力をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございます。

続きまして、視覚障がい者の同行援護導入について、よろしくお願いいたします。

同行援護とは、障害者自立支援法によると、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

令和2年10月に、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が開始されました。具体的には、視覚に障がいのある人の外出支援サービス、同行援護の利用者を対象とした制度で、通勤時の付き添いや職場での代筆、代読などが可能になります。この福祉施策の負担は、国が50%以内、県が25%以内となっているので、市の負担は約25%になります。この同行援護の詳細につきましては、資料4の厚生労働省の第100回社会保障審議会障害者部会で協議された資料をご確認ください。この就労支援特別事業は、地域生活支援事業の任意事業であり、実施については各自治体に任されております。現状では、草津市と甲賀市が実施されているとお聞きしております。

NHKの福祉情報サイトのハートネット（2021年12月28日の記事）で、この同行援護のサービスを利用された方のコメントがございます。昨年8月から支援サービスをスタートした宇都宮市で、全盲の方が仕事で移動するときにこのサービスを活用されているとのことです。「今までの同行援護制度では使えなかった場面でも、サービスが受けられて非常に助かっている」「新たなこのサービスで本人だけでなく、家族も助かり、心身ともに大きな変化があった」「すばらしいという言葉に尽きると思います。全国の自治体

にまねをしてほしいです」と語られております。

一方で、野洲市のある市民の方からご相談を受けました。全盲の女性の方をヘルパーとして支援している方から聞いたことです。今年1月中旬に、全盲の方の職場の社長が野洲市役所で同行援護の導入について質問されたところ、この同行援護は任意であり、湖南4市の中で最初に野洲市が導入するのはハードルが高いという意味のことを言われたそうですと聞いております。ヘルパーさんはこの話を受けて、もう一度その1週間後に市役所に確認に行かれました。その受付では、同じように導入はできないと返答を受けたそうです。

ここで健康福祉部長に1つ目の質問をさせていただきます。

市民の方への対応として、同行援護を湖南4市の中で野洲市が最初に導入するのはハードルが高いとお答えした意図を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の2つ目の大きな質問で、視覚障がい者の同行援護導入についての1つ目のご質問にお答えをします。

その前に、まず初めに、木下議員がご質問の中でおっしゃっている同行援護サービスについてちょっと補足と確認をさせていただきたいというふうに思います。同行援護サービスという言葉だけを捉まえますと、正確にはこれは障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障がい者総合支援法に基づき、国のメニューで市町村が実施するサービスのことを示しておりまして、このサービスにつきましては、本市では既に障がい者自立支援事業として実施済みというふうになっております。議員が問1から問3の中で導入についてお尋ねになっている同行援護サービスにつきましては、ご質問の趣旨から察しますと、本来、野洲市が実施している同行援護サービスでは対象とならない、例えば通勤時の同行支援等について、これもご質問の前段でおっしゃっているんですけども、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業、これを導入することでカバーができないかといった意味で、この同行援護という言葉が使われているというふうに推察をするところなんですけれども、この認識で間違いはございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま確認させていただきました内容を前提として、お答えをさせていただきます。

それでは、1点目の湖南4市の中で野洲市が最初に導入するのはハードルが高いというふうに回答させていただいたことについて、お答えをさせていただきます。

対応させていただいた職員に確認をさせていただきましたが、まず1点目、職員がこの事業を今年度から実施している草津市の状況を把握していなかったということがございます。そして、当事業が令和2年度に始まったばかりの事業でございまして、野洲市と同規模で実施されている自治体は全国的にもほとんど見当たらなかったということから、湖南4市や全国に先駆けて実施することに体制や財政負担などの面から懸念があったというふうに申しておりました。

もう少し具体的に説明をさせていただきますと、本来、現在野洲市が実施しております同行援護サービスでは、先ほども申し上げましたが、通勤援助は認めていないため、これを実施しようとする、重度障害者等就労支援特別事業を導入するに当たって、議員ご指摘のとおり、市町村が任意で行う地域生活支援事業の1つとして実施することになります。この地域生活支援事業の事業費につきましては、基本的には、国50%、県25%、市町村25%の負担割合、上限額が定められているにもかかわらず、例年、国の財政事情から満額の援助を受けられない厳しい状況にありまして、こういった点も発言の背景にはあったというふうに感じております。

実際のところなんですけれども、令和2年度の地域生活支援事業の実績では、国32.2%、県はその半分の16.1%の負担しかいただけておらず、野洲市の負担につきましては、本来の25%に対して51.7%と5割以上を一般財源から持ち出して事業を実施している状況にございます。そのため、繰り返しにはなりますけれども、担当者からは、既存の障がい福祉サービスの予算が年々増加する一方で、国や県からの補助が満額受けられない現状を踏まえると、一般財源の持ち出しが大きい新規事業の導入については、財政協議も含めてハードルが高く、もう少しお時間をいただきたいという趣旨で回答をしたというふうに聞いております。

なお、草津市が既に事業を実施されていたことにつきましては、担当者の確認不足でありまして、この場をお借りして、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 健康福祉部長、ありがとうございます。

いろいろな事情があると思いますので、またその職員の方々の情報の共有化、そこは徹底を図っていただきたいと思いますので、どうかまたよろしく願い申し上げます。

2番に関しては、今、もうご質問にお答えいただきましたので、すみません、じゃ、こ

の点を聞かせていただきます。

問2に入らせていただきます。

ちょっと復唱になるんですけれども、なぜ野洲市は、いろんなハードルがあると思うんですけれども、この就労に関しての同行援護を導入していただけないのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 木下議員の2点目、なぜこの事業を導入しないのかとお尋ねにお答えを申し上げます。

市といたしましては、未来永劫、決して導入しないという意味ではなくて、先ほどもお答えしましたように、厳しい財政状況を踏まえながら、事業の詳細設計、あるいは予算協議等を通じて、この事業の実施の可否等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

では、次の問3に入ります。

同行援護に関しまして、今後検討されるとしたら、いつ、どのようなところで検討されるのでしょうか。もし、それが分かりましたら、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3点目の導入予定と検討についてということですが、まず財源の確保や事業の実施体制等を含めまして、この事業の実施が可能であるというふうに判断ができましたら、導入に向けた検討を進めたいという思いは持っております。そのために、まずは庁内で実施の可否について検討を進めるとともに、昨今、湖南4市における障がい者へのサービス、これはばらばらというのは非常に分かりにくいということもありまして、これを統一していこうという動きがあることから、この事業につきましては、既に草津市が先行実施をされてはいますけれども、草津市の状況等も確認をしながら、湖南4市での協議も進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今、足並みをそろえたいということで、草津、守山、栗東、野洲ということで湖南4市になるんですけれども、草津が先行して導入されている形になりまして、野洲市でも前向きに検討していただけるということで、今、健康福祉部長のほうからお答えをいただいたんですけれども、栗東市とか守山市の体制を待つのではなく、やはり率先して、草津は今されていますけれども、野洲市におきましても、やっぱりリーダーシップを取っていただいて、やっていただきたいと思います。今、もう3回目のワクチン接種で大変ご尽力いただいて、ご苦勞をかけるとは思いますけれども、よろしくお願いいたします。

先ほども引用をさせていただきましたけれども、NHKの福祉情報サイトのハートネットの記事の中で、日本視覚障害者団体連合の総合相談室長が次のように語られております。「市役所の窓口に出向いたら、『必ずやらないといけない制度ではない』『1人や2人が必要だと言っても、自治体としてやるわけにはいかない』『また、そんな制度は知らない』と言われた方がおられます。そう考えますと、個人で対応するのではなく、地域の視覚障がい者団体がこれを取り上げて、市に要望して実現をお願いすることが必要かと感じております。周囲の人たちと相談しながら、諦めないで交渉を続けることが大切です」。

1人の声を大切にしていきたいというのが、私たち公明党のモットーでございます。制度が整わずに困っている方の声を生かしていただくことをお願いいたしまして、私の同行援護の導入についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を16時10分といたします。

（午後3時56分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この暫時休憩の間に、執行部から追加説明員の報告があり、本日、説明員としての出席者の職、氏名は、お手元の文書のとおりですので、報告いたします。

なお、既に確認いただきましたとおり、議事運営上、通告第4号、第3番、石川恵美議員と通告第5号、第9番、服部嘉雄議員を入れ替えて進めることといたします。

木下議員。

○5番（木下伸一君） それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

プラスチック資源循環促進法施行について。プラスチックごみによる海洋汚染等の環境問題が大変クローズアップされている中、2022年4月よりプラスチック資源循環促進法が施行される予定となっております。削減とリサイクル促進が喫緊の課題となっております。

ます。プラスチックごみは様々ございますが、今般、身近なペットボトルのリサイクルの問題につき、質問として取り上げさせていただきます。

P E Tボトルリサイクル推進協議会によると、我が国のペットボトルの回収率は世界でもトップレベルであり、温暖化防止等の観点では、温室効果ガス排出量の削減に貢献するなど、大幅に環境負荷を低減していると分析されております。しかし、ペットボトルの回収過程で異物の混入という問題が生じております。その要因として、例えば公共のごみ箱の撤去が進んでいることが指摘されております。いずれにしても、廃棄物処理法上の異物（一般廃棄物）の処理は、本来、国、地方公共団体が行うものです。しかし、現状ではこうしたペットボトル以外の異物（一般廃棄物）は飲料メーカーや流通事業者が自主的に処理しております。その結果、業界として本来は負担しなくてもよい処理費用等の負担が増大し、死活問題となる中、公明党に対して要望が届きました。

そうしたお声を受け、2021年5月28日に衆議院環境委員会での公明党議員の質問に対し、環境省から「自販機リサイクルボックス内の一般廃棄物低減は、自販機業者だけではなく、行政機関も協力して問題解決に当たるべきである」との答弁を得、報道されました。現場での調査を基に、2022年1月19日に公明党環境部会を開催。出席議員からの「リサイクルボックスの異物は一般廃棄物との認識を持っているのか」などの問いに対して、環境省は「自販機リサイクルボックス内への投入された異物が家庭ごみであれば、一般廃棄物であり、市区町村の責務と考える」と初めて明言されました。さらに、自販機リサイクルボックスの異物混入問題解決を検討する環境省・地方自治体・業界団体の協議会、これは仮称になります、を発足するとの前向きな発言があり、問題解決への第一歩となりました。

そこで1つ目の質問に移らせていただきます。2022年4月よりプラスチック資源循環促進法が施行されますが、野洲市におきましては、どのような取り組みを考えておられるでしょうか。武内環境経済部長、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 木下議員のプラスチック資源循環促進法施行についての1点目、野洲市における取り組みについてですが、法の概要については議員も後段で少し述べられておりますけれど、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまで、あらゆる主体におけるプラスチック循環等の取り組みを促進するための措置を講じるというもので、プラスチックをすることを前提としない経済活動を前提としておりまして、プラス

チックの排出量を削減し、さらに資源として循環させるという観点が特徴でございます。

ご質問にありますペットボトルにつきましては、野洲市では法が施行される以前から、市内全域において2週間に1度のペットボトル回収に取り組んでおります。回収したペットボトルにつきましては、野洲クリーンセンターにおきまして、汚損したペットボトル等の手選別を行いまして、最終的に回収したペットボトルの約90%程度を公益社団法人日本容器包装リサイクル協会に資源物として引渡しを行っております。出荷したペットボトルにつきましては、再度、ペットボトルや衣服の繊維などに活用されておきまして、既存の取り組みにおきまして、十分に資源化の取り組みを行っているところではございます。また、選別により除外した残りの約10%程度の汚損したペットボトルなどにつきましては、クリーンセンターにおきまして焼却処理を行い、サーマルリサイクルとして熱エネルギーを回収しているところでございます。

今後につきましては、啓発を通して、残る資源化の妨げになっているキャップつきや飲み残し及び収集ネットへの異物投入等を減らしていくことで、資源化率を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今のお話の中で、野洲市においては10%ほど飲み残し等があるということなんですけれども、これは他市に比べると、マナーというか、私も三上に住んでおりますけれども、皆さん、三上におきましては、ペットボトルの中を洗浄して、ラベルを取って、キャップをもちろん外してということで、それはもちろん強制ではないんですけれども、自治体からのそういう要請でマナーを守っておられるんですけども、野洲市に関しては、やはりマナーはいいほうと考えていけばよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 長年の取り組みもございまして、マナーのよいほうというふうに考えていただいたら結構かと思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

一人ひとりが、個人が、私もその一人になりますけれども、マナーを守り、やはり少し

でもごみを減らすではないですけども、皆さんに協力していければいいかなと思っております。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

先ほどあげましたような自販機内のリサイクルボックスの異物、これは先ほど、一般廃棄物という形になっているんですけども、この混入問題については、野洲市はどのように実態を把握されておりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目の自販機リサイクルボックスへの異物についてですが、本市におきましては、事業者からここ数年間の間に、空き缶やペットボトルの自販機リサイクルボックスへの異物混入に関しての相談を受け付けた実績がなくということで、また現時点におきまして、環境省から自販機リサイクルボックスへの異物混入に関しての具体的な行動指針は示されていないことから、異物混入の調査等は実施しておらず、現時点では現状把握は行っておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

野洲市民の方はマナーがいいという形で、感じ取らせていただければと思います。

続きまして、最後の3つ目の質問に入ります。

行政といたしまして、業界と連携しながら、異物購入が非常に多いエリア、これは先ほど少ないということを聞いたんですけども、そういう実態の把握、また公共の回収ボックスの適切な設置などについては、今後ご検討されるご予定はございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3点目の実態把握、公共回収ボックスの設置についてでございますが、先ほどもお答えいたしましたけれど、質疑の中にあった環境省の発言内容を補完する行動指針はいまだ示されていないという状況にあります。このため、自販機リサイクルボックスの基本的な管理責任はその設置者に帰属するものと考えております。行政が積極的な調査を行う予定及び公共回収ボックスの設置は検討いたしておりません。自販機リサイクルボックスへのごみ投入は、投入者のモラルに問題があると考えておりまして、これまで同様、市としては散在性ごみの周知啓発を行う中で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

いよいよ2022年4月より、プラスチックごみの削減とリサイクル促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が施行されます。同法が施行されることにより3R、皆さんもご存じかと思うんですが、リデュース、廃棄物の発生抑制、リユース、製品の再利用、それからリサイクル、資源の再生利用と持続可能な資源化、これ、リターナブルというんですけれども、その推進をすることでプラスチックの資源循環を促し、循環経済の移行も加速が期待されております。野洲市におきましても、このような取り組みを進めていただき、他の市町よりも率先して、環境問題に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質問をすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第9番、服部嘉雄議員。

○9番（服部嘉雄君） 服部でございます。

それでは、一般質問、まず1点目、市立野洲病院長の発言についてということで質問させていただきます。

まず、その1点目、2月7日、市民病院整備事業特別委員会での発言について伺いをいたします。まずは、2年以上にわたりまして、新型コロナウイルス感染症との闘いでご尽力いただいている医療従事者の方々に感謝と敬意を表したいと思います。

さて、野洲市民病院整備事業については、我々も議員の立場として利用者である市民の利便性や将来を見据えた健全経営の持続性等を真剣に検討しているところですが、現場で働く医療従事者の皆さんの思いを反映していく必要があると考えております。2月7日の特別委員会における福山院長のお話は医療従事者のトップとして現状についてどのように認識しておられるのか、また市民病院の整備場所や病院の規模等についてどのように考えておられるのか、他の議員の質問に答える形で発言され、特に関心を持って聞いておりました。お話を伺い、市立野洲病院の現状や必要性について改めて認識させていただきました。

しかしながら、福山病院長の話は途中から限度を超えるようなものへとなり、「今後、こういうような病院を万が一潰すとか、どこかへ持って行って、よその病院に委託すると

か、そういうことをすると、もう二度とここは病院を持たない市になります」とか「医師会がもう嫌だと、野洲市からの依頼は一切受けませんとなるとどうなるか」というと、ワクチンが打てません。学校の校医もやりません。あらゆる医療の医療行政がすべて止まります」などという発言をされました。さらに、「これをこのままにして、医師会の意見を無視するとどうなるかというのは、おのずと分かると思います。その昔、具体的な名前を言うと、日本医師会と武見太郎と首相がやり合ったことがあります。そういうような時代と同じようなことが、今後起こり得るということがあり得るということは、やっぱり考慮しておくべき重要なことだと僕は思っています」との発言をされました。

病院長は、野洲市の幹部職員であり、市の方針、あるいは病院の方針に従って発言すべきだと考えますが、医師会の言うとおりにしないとどうなっても知らないなどという発言は問題ではないでしょうか。どのようなお考えでこの発言をされたのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） お答えします。

ちょっと話のすべての流れが完全にご理解いただいていないので、一部一部を取り出してきて、私は、例えば、日本医師会との問題点についてどうだったとかいうようなことを例えとして挙げたのであって、何もそうなりますよという具合には言っていないはずです。ちゃんと議事録を読んでいただければ分かると思います。

今日も何回か、僕は朝からちょっと時間があつたので聞いていたんですが、やはり市内に病院が要るとということは当たり前だという意見が多かったわけで、それをなぜ市外に持っていったり、まあ言ったら、ひょっとすると病院がなくなるかもしれないというような話になるのかということとはとても理解できないので、一応、病院長としての発言をしたわけです。別に僕は公務員試験も受けたわけではありませんので、公務員、これ、大学の教官をしていましたから、一応、国立大学だったので、あれも別に公務員試験も何にも受けずに勝手に公務員扱いされるので、いい迷惑だったんですが、絶対に市の方針に従う必要がある、要するに市長の言うことに従う必要があるというのは何か間違っていないでしょう。そのようなことは何もないと思います。やっぱり、国立病院の院長が違うことをいくらでも言いますよ、昔、市長の。違いますか。そんなん、市長の言ったことを僕がおうむ返しのように言うんですか。そうじゃなくて、この前も言いましたけども、野洲市を守るためには病院が要る。野洲、守山のこの地区にある公立病院というのはもうここしかない

いんですよ。いいですか。

例えば、後でまた話に出てくるので言いませんが、かかりたいときにかかる病院で、ある程度の規模を持った病院ですね、まあ言うと、200床、300床の病棟を持った病院というのはもう野洲病院しかないんですね。他はもうみんな開業医の先生なんですよ。そうすると、そこへ通うんですか。そういう状態をいいと言うんなら、それでも構わないと思います。

それから別に、あまり、だから、病院というか、医師会と市がもめることになる、いろんな医療行政ですよ、別にワクチンとかそんな、簡単に分かりやすく言っただけで、医療行政自体がぎくしゃくしてうまくいかないと。実際に、あらゆる医療行政に関して、ここにもおられますから分かると思うんですが、吉田部長なんかはちゃんと医師会に来て、説明をして、医師会の了解も得て、それで実行しているんです。そういうプロセスを無視したら、医療行政がうまく進まなくなります。ですから、それぞれについては、全部、僕が言ったようなことではあります、極端に言えば、切り出してきたような物の言い方をすると、いかにも僕が何か反対して、何でもかんでも反対しているように聞こえるんですけども、それはちょっと問題が多いのではないかなと思うんですね。

これ、全く関係ないんであれですけども、コロナワクチンの接種に関していろんなフェイクのニュースが流れました。あれは世界で7人が流したんですけども、元は。その7人たちがどれだけお金をもうけたかというのは分からないぐらいもうかっているんですね。だから、ものというのは切り出せば、妊娠しませんよ、コロナワクチンを打ったら妊娠しませんよ、奇形が産まれますよ、いろいろ起こりますよというような、そういうようなのと同じなんですよ。ある一定の、実際には言ってないんです。ファイザーの副社長が言ったんですが、これ、英語をちゃんと読んだら分かるんですけども。だから、ちゃんとバックグラウンドをきちっと把握した上で、やっぱり話をしてもらわないと、こう言いました、ああ言いました、それ、だからおかしいんじゃないですか。極端に言えば、市長の言うたとおりにしろと、一応、医療管理者なので、管理責任はあるというようなのは言ってはあ

るんですが、別に病院は病院として独立機関ですので、それを別に市の方針と違うからどうだというような問題では、僕は全く違うと思います。何か話が、少し論点がずれているのではないかなという具合に僕は考えられます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○ 9 番（服部嘉雄君） 我々の会派で聞いていた議員には、まるで福山病院長のお話は、私たち、野洲市行政、あるいは野洲市の議員を威嚇しているようなふうに聞こえました。あれだけの言葉をこの議会の病院整備事業特別委員会のちょうどこの場でありましたので、この場で発言しておきながら、何かそういう意図ではなかったというふうに否定されているわけですが、議会事務局にも議事録もございますし、全部の文書をご確認いただいたらいいと思うんですけれども、翌日の中日新聞の記事を引用させていただくと、福山秀直病院長が医師会をワクチン接種や学校医などで協力している、意見を無視すると、おのずとどうなるか分かると思うと、市長を牽制する場面もあったと、こういうふうな記事が載っておりました。牽制と控え目な表現に聞こえますけれども、牽制の意味を辞書で調べますと、相手が何かしようとしているときにその動きを封じ込めるために威圧したり、威嚇したり、注意したりすることと書かれています。野球の牽制球とかと同じような意味ですね。牽制は威圧したり、威嚇したり、注意したりすること。新聞記者もこれは言葉が強過ぎるなと感じたから、こういう書き方をされているわけでございます。

発言に引用されました日本医師会の武見太郎氏は、1957年、昭和32年から25年間にわたり日本医師会長を務め、厚生省の官僚との徹底的な対決も辞さない姿勢は、けんか太郎と言われました。医師会内部でも自分の意に沿わない医師を冷遇するなど、独裁的な権力を振るい、医師会のみならず、歯科医師会、薬剤師会の3師会にも影響を及ぼし、武見天皇とまで呼ばれました。こんな方を引用されたお話が威嚇じゃないというふうにおっしゃるわけでございますか。当日は多数の傍聴者やインターネット中継もありましたので、終了後に何人かの方に伺いましたが、「ひどい言葉だった」「脅しているように聞こえた」という声が多数ございました。

当日の福山病院長の発言にこんなものもありました。今も、そういうふうなことのニュアンスでおっしゃっていましたが、僕は市の職員であるんですが、別に副市長ほどオブリゲーションがありませんからはっきり言いますが、これをこのままにしておくと、ずっとというのは、先ほどの医師会の武見会長の話へと続くわけですが、オブリゲーションの意味は義務とか責任という意味です。つまり、副市長ほどの責任はないと、そういうふうなニュアンスでおっしゃっているわけでございます。今も市長の言うとおりにするものではないと。病院長は病院長として独立して発言したらいいというふうなニュアンスをおっしゃったように思いますけれども、しかし、福山病院長、あなたの任命権者は栢木市長なんです。栢木市長から任命を受けて、野洲病院長をやって、月給をも

らっておられるんです。

野洲市の例規集で調べましたら、病院長は５級の給料表ですが、最低でも基本給が５０万円、最高だと６０万円、そこに病院長だと管理職手当が１５万円乗ります。そこに医療業務手当、最高９０万円が乗りますから、実際の額は知りませんよ。そやけど、最低でも１００万円程度、最高だと１６０万円以上の月給をもらっておられるはずなんです。その病院長がその認識で、その態度、発言というのは信じられません。まるで武見会長と一緒にじゃないですか。再度お伺いしますが、あの言葉はあの場面では適正であったとおっしゃるわけですね。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 人の給料までを引き合いに出して言われるのも、かなり心外なんですけど、なら、あなたはいくらもらっているんですか。調べましょうか。それでほとんど仕事していない人もいっぱいいるんですよ。そんなことを勝手にお金のことを引き出して、しかも栢木市長が任命したと。僕は栢木市長に任命されていません。僕は前の市長に任命されたんです。そのまま続けているだけです。ただし、公務員という、一応、枠がかかっているんで、栢木さんは僕を辞めさせたいと思っていると思うんですが、辞めさせられないだけです。それを何か問題あるんでしょうか。

別に何も、医師会の会長がどうだとかと言っているわけじゃないんです。医師会とちゃんとやらないと医療行政が立ち行かなくなりますよということを言っているんですよ。全然話が違います。しかも、給料をもらっているんだから、ちゃんと市のために働けと。だから、さっき言いましたけども、別に私は市に対して。市民に対しては働きますよ。何もここにいる人たちに対してゴマもする必要もないですし、まして、いわんや、話を合わせるようなことは一切、僕の信条としては言うつもりはありません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○９番（服部嘉雄君） 前の市長の時代に任命を受けたから、今の市長に任命を受けたわけじゃないというふうな発言というのは、ちょっと私は公務員としていかがなものかなと。まるでそれであれば、もう栢木市長には従わないとおっしゃっているようにしか、私は聞こえません。

もう一つ、次のほうに進みたいと思います。

２番目の問題ですね。２月１９日、守山野洲医師会との市議会の出前懇談会での発言に

ついてお伺いをいたします。

2月19日に守山市のすこやかセンターで開催されました守山野洲医師会との市議会出前懇談会の場において、私は「50年以上前から野洲病院にはお世話になっております。

1月も新型コロナで4日間入院させていただき大変お世話になりました。ありがとうございました」と礼儀を尽くした後に、「野洲市民病院の建設場所については、駅前南口はJRから北側の市民にとって非常に行きにくい場所でございます。市立病院となった以上、市内全域からのアクセスがいい市の中心部付近に建設すべきでございます」との発言をしました。

しかし、福山病院長はその後の発言の中で、「服部さんは入院しなければよかったのに」といった発言をされました。私は思わずびっくりして「何て失礼なことを言うんですか。どういう意味ですか」と問うたところ、病院長は「先ほど駅前是不便だから利用しにくいとおっしゃった」と発言されます。私は「新しい病院が南口では不便だと言ったのです」と返しましたが、「今の病院も駅前じゃないか」との発言に終始されました。

市立野洲病院の基本方針に、ちょうどこれ、私が入院したときにパンフレットを頂きました。ここにこんなことがございます。「市民と患者の人格を尊重し、安全で上質な医療サービスを提供します」「快適で利便性の高い、市民にとって身近で親しみのある市民のための医療機関となるよう努めます」などございます。私も野洲に生まれてから65年以上野洲に住む野洲市民でございます。「入院させていただいてありがとうございました」と礼節を尽くしたにもかかわらず、病院長から「あなたは入院しなければよかった」などという言葉をかけられることが、市立野洲病院では「市民と患者の人格を尊重し、安全で上質な医療サービスを提供します」という基本方針にのっとりしたことなのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 物は言いようで、その前に、要するに先ほどちょっと言われましたけども、市立病院が駅前にできては不便だと、不便というか、みんなが行けるようにすべきだと、JRをくぐっていくのは大変だということをおっしゃいました。

「それなら、コントロールセンターに言えば、どこへでも入院できますよ。別にうちへ入院する必要はないですよ」と僕は言ったんです。これは自由に変えられます。もし、あれなら、コントロールセンターから毎日来る、こういう紙を僕らは見えていますので、どこに何人入院しているか、全部見ているんです。そういう情報を基に物を言っているの、何

も駅前でなければ、不便だと言うのであれば、駅前でなくてもいいというのであれば、どこへ造ってもいいという話になったので、それはおかしいということを僕は言ったんですね。そしたら、今ある市立病院は駅前ではないという、もうほとんど歪曲した話しかなかったもので、それではおかしいのではないかという具合にほとんどの医師は考えたはずです。

あのときも、ここに行った方、ほとんどおられたので、覚えていると思いますが、もう今の状況だったら、病院を潰すか、すぐに新たに建てるか、どちらかだと言ったときに誰も答えなかったんですよ。そういうような議論の中で、入院した話をしたわけですよ。そこで何を聞いたか、ここでもばらしますからね。分かっていますね。卒業して3年目の看護師に、「あなたは何で来ていますか。車で来ていますね」と言って聞いたんですよ。そんなもののデータを基にして、駐車場が要りますという具合に言われてもおかしいんですよ。いいですか。ちゃんと全員のデータなんていうのは、事務にあります、総務にあります、何で通っているかというのは。それをちゃんと出した上で、ここに駐車場が要するというのであれば、職員は車で来ていますよというのであれば、そういうことも納得ができます。郊外にあっても、車で当然行くわけですから。ただ、たまたまそんな入院して、あそこに多分2人か3人しかいないんですよ、看護師が、コロナの病棟には。それについて、そういうようなことを聞いて、それをいかにも車で看護師は通っているから職員も車が要るんだというようなことを言われても、それは、やっぱりおかしいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） 発言がなんか、ちょっと議論がかみ合わない、擦れ違いのように思いますけれども、2点の質問と答弁の内容を聞かれて、非常に問題のある議案と考えております。通告にはございませんが、任命権者である市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 突然、指名をいただきまして、管理者として、そういうふうに取りられた発言が院長からあったということには、いささか遺憾に思うところもございますが、いかんせん、議会と医師会との懇談会というんですか、そこには私は立ち会っておりませんし、そのときの中身というのは新聞でしか見ておりませんので、どういうふうを考えているかと言われましても、なかなかお答えしづらい部分がございますので、お控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○9番（服部嘉雄君） 今年は、日本初の人権宣言であると言われた水平社宣言が1922年、大正11年3月3日に京都岡崎公会堂で開かれた全国水平社創立大会で発表されてから100年目の節目の年に当たります。午前中、山本議員もおっしゃったとおりでございます。野洲市は従来から人権尊重のまちづくりを標榜しており、昨年4月に改訂された第2次野洲市総合計画の中でも、基本構想の中で、本市の課題として1番に、子育て、教育、人権が取り上げられ、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、中略で、新たな課題も生じています。部落差別の解消推進や女性の人権尊重の他としていくつかの人権問題を上げる中で、インターネット等を通じた人権侵害を上げております。SNSなどを通じ、インターネットを通じた情報発信は瞬時に世界中に広がり、それが予断や偏見に満ちた偏った情報であっても、その情報をうのみにしてしまう方が多いのも現実です。ましてや、発信者が以前市の重責を務められた方ならなおさらでございます。この方はご自分のブログで、先ほどの特別委員会の病院長の発言や医師会との懇談会での病院長の発言などの様子を予断と偏見に満ちた内容で掲載し、私や奥山議員の発言を支離滅裂、ひんしゅくを買っていたフェイク、欺瞞などと発信、3月4日のブログには私のことを、この一般質問をひきょうとまで書いておられます。

また、医師会との懇談会当日、奥山議員が私見として「無断転用はお断りいたします」と表記した上で配布した資料を著作権法に反し、無断でブログにコピーして掲載した上で中傷しております。我々も議会議員ですから、考え方、意見が違うことは当然ありますし、お互いの意見の違いを認め合います。意見が違ったとしても、そのことによって、意見の違う方のことを非難、中傷することはございません。お互いの意見の違いを認め合い、それが人権尊重だと思います。金子みすゞの詩にもありますが、「みんな違ってみんないい」なのです。市民の代表として議会の場で意見をぶつけ合い、議論した上で、議会制民主主義のルールにのっとって物事を決定していく、このようなルールも十分ご承知の方が人権問題となり得る情報発信をすることは許されるべきではないと考えます。

本議会の開会日に教育長がおっしゃいました平成4年度教育方針の中に、こんな1節がございます。児童生徒のICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）、情報通信技術のことですね、ICT機器の使用頻度が増えるほど、大人の想定を超えたネットいじめ等の問題が起こる可能性も増えると思われます。そこで、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を行っていきます。この発信は大人の方ですが、

やり直しをしていただく必要があるのではと思います。

（「議長」の声あり）

○9番（服部嘉雄君） 通告にはないですが、人権担当部局としてどのように考えておられるのか、伺います。

（「議長、再質でもないし、通告にもないのにいいんですか」
の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後4時48分 休憩）

（午後4時49分 再開）

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時49分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年3月7日

野洲市議会議長 荒川 泰 宏

署 名 議 員 稲垣 誠 亮

署 名 議 員 小菅 康 子